

## 第2回上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会

### 次 第

〔と き 令和元年7月4日(木)  
午後1時30分から  
ところ 上越市役所 401 会議室〕

#### 1 開 会

#### 2 健康福祉部長あいさつ

#### 3 委員長あいさつ

#### 4 議 題

(1) 子ども・子育て支援事業計画及び子どもの権利基本計画の搭載事業における平成30年度の進捗状況及び令和元年度の取組内容について・・・・・・・・資料1

(2) 上越市子ども・子育て支援総合計画の骨子(案)について・・・・・・・・資料2

(3) 子どもの貧困対策について・・・・・・・・資料3

(4) その他

#### 5 閉 会

##### 【配布資料】

- 資料1-1 上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表
- 資料1-2 上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表
- 資料2 上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)骨子(案)
- 資料3 子どもの貧困対策について

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	事業費(千円)当初予算額	
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																	
1 母子保健の充実																	
			1	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊婦一般健康診査費用にことにより、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な健診を受診し、安心して妊娠・出産を迎えられることができる。	妊婦届出状況	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することで、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ・検査項目の拡充を継続し、妊婦の健康管理の充実を図る。	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することによって、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援した。 H28年度から検査項目を拡充したが、継続実施できており、妊婦の健康管理の充実を図った。	○	・医療機関との連携や他事業を通じての周知を継続し、速やかな妊婦届出を促していく。	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することで、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ・検査項目の拡充を継続し、妊婦の健康管理の充実を図る。	健康づくり推進課	
			2	妊産婦新生児訪問指導事業、こんには赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	母子保健法の規定に基づき、保健指導を受けることが必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導を行うことにより、正常な妊娠・出産または育児の確保に努め、もって母子の健康の保持及び増進を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図ることができる。	・妊産婦・新生児訪問指導実施状況 ・こんには赤ちゃん訪問実施状況	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や発育発達・栄養など必要な保健指導を行う。	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供や発育発達・栄養など必要な保健指導を行った。	○	・長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭以外は、助産師・保健師による訪問を実施し、必要な保健指導を行うことができた。 ・4か月までに訪問できなかった家庭には、3か月健診や電話等で支援を行った。	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や発育発達・栄養など必要な保健指導を行う。	健康づくり推進課	
			3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できるよう、適切な時期に健康診査を実施し、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、発育発達に応じて支援する。			乳幼児健診の受診により、疾病・異常の早期発見に努めると共に、保護者自身が子どもの発育発達を確認することができる。	乳幼児健診受診率(3か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達をめざし、疾病や異常の早期発見や育児支援を行う。 ・受診率の維持、向上のための受診勧奨に努める。	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病や異常の早期発見や育児支援を行った。	○	・未受診者に対する受診勧奨を行うことにより、目標を達成した。引き続き、未受診者に対して受診勧奨を行っていく。	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達をめざし、疾病や異常の早期発見や育児支援を行う。 ・受診率の維持、向上のための受診勧奨に努める。特に未受診者に対する受診勧奨を強化する。	健康づくり推進課	
			4	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	予防接種を実施し、感染の恐れがある疾病の発生を蔓延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。			感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	公費対象の被接種者数実績	乳幼児の予防接種について、接種率向上のため、引き続き広報やホームページ掲載、個別通知、電子母子手帳アプリによるプッシュ通知、乳幼児健診時の指導等による接種勧奨に努める。	【接種率】 93.88%  ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎の平均	○	・目標接種率の90%を上回る事ができた。	乳幼児の予防接種について、接種率向上のため、引き続き広報やホームページ掲載、個別通知、電子母子手帳アプリによるプッシュ通知、乳幼児健診時の指導等による接種勧奨に努める。	健康づくり推進課	
			5	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上と歯腐食を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	歯や口腔の健康状態を保ち、幼児の健康の保持増進を図る。			幼児期における歯質の向上と、歯腐食の徹底により、幼児の健康の保持増進を図ることができる。	歯科健診受診者に対するフッ化物塗布実施率(1歳6か月児、2歳児、3歳児)	・幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布(1歳6か月児、2歳児、3歳児)を実施する。	・幼児期における歯質の向上と、歯腐食を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施した。	△	・歯科医院でのフッ化物塗布の実施者が増えてきており、目標を達成できなかった。引き続き幼児期における歯質の向上と歯腐食を徹底していく。	・幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布(1歳6か月児、2歳児、3歳児)を実施する。	健康づくり推進課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上と、う蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率が向上されている状態。 【フッ化物洗口の実施率】(フッ化物洗口を実施している園児の割合) 95%	フッ化物洗口の実施率	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・30年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。	【フッ化物洗口の実施率】98.2% (1,944/1,980人) 公立100% (41/41園) 私立70.0% (14/20園) ・今年度新規実施園(1園)に対して技術的支援を行った。 ・8月の私立保育園・認定こども園の園長会議において、フッ化物洗口実施への働きかけを行った。 ・保護者に対して、むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。	○	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	→	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・31年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。 【フッ化物洗口の実施率】(フッ化物洗口を実施している園児の割合) 98%	5,251 10 645		保育課
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	・歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	・親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導、おたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。 【フッ化物洗口の実施率】97.3%(36/37人)	○	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・園歯科医より保護者に対して講演会を実施し、より一層、保護者の理解を深めていく。	→	・歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 【フッ化物洗口の実施率】95%	63		学校教育課
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	・歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	・歯科衛生士による5歳児のすべての親子を対象にしたブラッシング教室を実施した。(市立高田幼稚園5歳児16人とその親)	○	・引き続き、歯科衛生士によるブラッシング指導を継続する。	→	・歯科衛生士による5歳児のすべての親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	2		学校教育課
			追	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。			むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができてきている状態。 【むし歯予防教室の実施率】100%を維持する。	むし歯予防教室の実施率	・歯科衛生士による4歳児の親子を対象にしたむし歯予防教室をすべての対象園(61園)で実施する。	・全ての園において、歯科衛生士による4歳児(概ね)の親子を対象に、むし歯予防教室を実施した。 公立100%(41/41園) 私立100%(20/20園)	○	・引き続き、歯科衛生士による4歳児の親子を対象に、むし歯予防教室を継続する。	→	・歯科衛生士による4歳児の親子を対象にしたむし歯予防教室をすべての対象園(60園)で実施する。 【むし歯予防教室の実施率】100%を維持する。	280 150		保育課
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。 【開設日数】365日	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、病院等やかかりつけ医等が診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 ・休日・夜間診療所運営委員会を開設し、診療所の運営に関する協議を行った。(2回) 【開設日数】365日	○	・休日・夜間診療所を開設し、病院等やかかりつけ医等が診療時間外のと きも安心して医療を受けることができる体制を確保した。 ・来年度も引き続き、年間を通じた夜間・休日における救急医療体制を確保する。	→	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 【開設日数】366日	105,872		地域医療推進室
			追	電子母子手帳	妊娠中または子育て中の方へ、予防接種や各種健診の日程など、妊娠・出産・育児に必要な情報を、スマートフォンなどのモバイル端末へ提供する「電子母子手帳」のサービスを開始する。	妊娠・出産・育児に関する情報をモバイル提供することを可能にし、母子の健康保持ならびに子育てに関する支援環境の充実を図る。			妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において周知し、妊娠届出者全員がサービスを利用している状態。 【妊娠届出時における周知】100%	妊娠届出時における事業周知状況	・妊娠届出をはじめとする各種母子保健事業においてアプリの周知を行うとともに、市ホームページや広報上越での周知を継続する。	・母子健康手帳交付時の資料にアプリの説明やQRコードを入れて、全員に配布し周知を行った。あわせて、各種母子保健事業や子育てinfo等において周知を行うとともに、平成30年度版母子健康手帳及び父子手帳にQRコードを印刷し、アプリの利用を促した。 【妊娠届出時における周知】100% 【ダウンロード数】4,749件	○	・関係課との内容更新に関する検討を行い、内容の充実を図る。	→	・妊娠届出をはじめとする各種母子保健事業においてアプリの周知を行うとともに、市ホームページや広報上越での周知を継続する。 【妊娠届出時における周知】100%	1,485	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
2 子育てに対する経済的支援の充実																		
			1	不妊不育治療費助成事業	不妊・不育に悩んでいる夫婦に対し、不妊不育治療にかかる費用の一部を助成する。	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊不育治療を行っている市民に不妊不育治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機関へのパンフレットの配布等により、必要な人がもれなく制度の利用につながっている状態。	・不妊治療費助成事業助成状況 ・市民及び産婦人科医療機関への周知状況	・平成30年度から不妊治療だけでなく、不育治療に関する助成を実施する。 ・市内産婦人科医療機関への説明を行うとともに、市ホームページ等で市民への周知を行っていく。	○	・医療機関の説明及び市民への周知を図ったことで、申請件数が増加した。	→	・平成30年度から拡充した不妊治療に関する助成を継続する。 ・市内産婦人科医療機関への説明を行うとともに、市ホームページ等で市民への周知を行っていく。	16,749	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 ・市民税所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 ・入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的な負担を軽減する。		対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。  【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの突合により確認  健康づくり推進課と連携し、母子健康手帳交付者のうち、8月以降の出産予定日の方すべての方に受給者証を交付した状態をもって達成とする。	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、案内を行う。 ・平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化する。 ・新制度の周知を6月医療機関宛、8月受給者宛、9月1日号広報上越で行う。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。 ・妊産婦医療費助成について、健康づくり推進課と連携し、母子健康手帳交付者のうち、8月以降の分娩予定日の対象者に対し、案内を行う。 ・5月以降については、窓口で拡充の内容を説明し、案内を行う。 ・上記の案内により申請漏れのない状態とする。	→	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、案内を行う。 ・妊産婦医療費助成について、健康づくり推進課と連携し、母子健康手帳交付者のうち、8月以降の分娩予定日の対象者に対し、案内を行う。 ・5月以降については、窓口で拡充の内容を説明し、案内を行う。 ・上記の案内により申請漏れのない状態とする。	728,491	上越市子どもの権利基本計画	こども課	
			3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。		対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。  【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの突合により確認	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行い、申請漏れを防いだ。 ・住民票の異動により、離婚を前提とした別居や子どもの別居監護による受給者の変更や受給資格の消滅が発生すると思われる対象者へ随時通知し、周知漏れを防いだ。	→	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対して随時通知し、制度の周知を図り申請漏れを防ぐ。	2,738,556	上越市子どもの権利基本計画	こども課	
			4	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。		対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。  【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・法改正に伴い、平成30年8月分からの手当額について、本人所得にかかる手当額算定の制度拡充を行う。 ・制度の周知は、8月と12月に行う。	○	・市民課等と連携し、ひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。 →	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・制度の周知は、8月と12月に行う。	779,273		こども課		
			5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保護者負担割合について、国が示す徴収基準額より低い額で保育料を設定し、その差額は市が独自に負担する。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、保護者が安心して子供を預けられる環境を整える。		子育て家庭の経済的負担が軽減され、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる状態。  【保育料の軽減率】 25%	保育料の軽減率	・平成30年度から市独自の軽減をさらに拡充する。  【市独自の軽減】 第1子の年齢に関わらず、年収約470万円未満の世帯の第2子の保育料を、ひとり親世帯は無料に、その他世帯は半額に軽減。ひとり親世帯の第1子は非課税世帯並みに軽減。	○	市独自の軽減及び国の制度改正による軽減を適切に運用した。 →	・市独自の軽減を継続して行う。  【保育料の軽減率】 38.53%	2,131,889 2,468,131 257,411		保育課		

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H30年度			H31年度			担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、当該保護者全員に必要な補助を行う。	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になりえる人が未申請とならないよう周知を徹底する。	○	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	→	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	19,298	上越市総合教育プラン	教育総務課
			7	就学援助費(特別支援教育就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	・特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	○	・制度周知により、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、就学奨励費の支給による経済的支援を行うことができた。	→	・特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	6,728 4,758	上越市総合教育プラン	学校教育課
			8	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。			市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助が受けられる状態。	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	・年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	○	・制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給することができた。	→	・年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	85,539 80,998	上越市総合教育プラン	学校教育課
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている。	制度案内チラシの配布回数。	・学校と連携し、制度の周知を徹底する。 ・また、対象者の把握に努め、対象者からの申請漏れがないようにする。	○	・学校と連携し、制度の周知を徹底することで、対象者から確実に申請を受けられるよう努めた。	→	・年2回の制度周知を徹底する。 ・また、学校と連携して対象者の把握に努め、対象者からの申請漏れがないようにする。	20,926 31,246	上越市総合教育プラン	学校教育課
			10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。			新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。	新規協賛店舗数	・ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に勧誘を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	○	・新規協賛店舗数を維持していただくため、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に協賛を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	→	・協賛店舗数を維持していただくため、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に協賛を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	499		こども課
			11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。 ・平成30年9月診療分からの子ども医療費助成の拡充について、周知を随時行っていく。	○	・市民課を始めとした関係課と連携により、十分な周知を行うことができた。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	90,091		こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】		達成状況(目標に対する到達度)
			12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。  【制度の周知回数】3回	制度の案内チラシの配付回数	・引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(4月、7月現況届書類送付、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成2件 ・自立支援教育訓練給付金3件 ・高等職業訓練促進給付金5人	○	・自立支援プログラムの作成件数は伸びなかった。また、ハローワークの就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数が目標の70件に対し59件の実績となった。 ・自立支援プログラム作成2件 ・自立支援教育訓練給付金3件 ・高等職業訓練促進給付金5人	・引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。  【制度の周知回数】3回(4月、7月、10月)	9,082		こども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある手続きなどの窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きが図られた。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある手続きなどの窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	130,145	上越市障害者福祉計画	福祉課	
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	・関係機関と連携を図りながら、対象となる方が申請漏れにならないよう窓口等での制度周知の徹底に努める。	○	・新規で身体障害者手帳及び療育手帳交付時に制度周知を実施したことによりスムーズな申請手続きができた。  【受給者数】365名(H30.11月定例) ※H30.12.31受給権者数372名	・関係機関と連携を図りながら、該当になりそうな児童の保護者に対して保健師や医療機関の相談員を通じて制度周知を徹底することができた。	・関係機関と連携を図りながら、対象となる方が申請漏れにならないよう窓口等での制度周知の徹底に努める。	なし	上越市障害者福祉計画	福祉課
		追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。  【申請漏れ件数】0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	・指定養育医療機関と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・平成30年9月診療分からのこども医療費の拡充について、周知を6月医療機関、8月受給者、9月1日号広報上越に行う。	○	・指定養育医療機関と連携し、対象者へ制度の案内を行った。 ・問合せに応じ随時案内を行った。  【新規申請数】27件	・指定養育医療機関と連携し、対象者に手続きの案内を行い申請漏れを防ぐ。	6,637	上越市子どもの権利基本計画	こども課	
		追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	・入学支度金の対象者把握のため、入学予定対象者を確認する。	○	・対象地域での入学予定者がいなかったため、入学支度金の支給は無かった。	・入学支度金の対象者の把握に努める。	12 18		学校教育課	
3 多様な保育サービス等の提供																		
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。  ③中央・古城 建築工事(9月まで)、工事監理(10月まで) ④名立区 造成工事Ⅱ(6月～1月)、建築工事(3月～H31.12月まで)、工事監理(3月～H32.1月まで)	○	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施した。  ③中央・古城 建築工事(10月まで)、工事監理(10月まで) ④名立区 造成工事Ⅱ(7月～3月)、建築工事(3月～H32.1月まで)、工事監理(3月～H32.1月まで)	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施できた。 ・今後も、計画に沿った事業の進捗に努める。	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。  ④名立区 駐車場・道路整備工事(12月まで)、建築工事(1月まで)、工事監理(1月まで)	372,865	上越市保育園の再配置等に係る計画(第2期)	保育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を図り、安全・安心な保育環境を整備する。	園児等が安全・安心に保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境が維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。  ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 2園	・公立保育園について、安全な保育環境を整備・維持するため、計画的に実施する修繕とともに、不調・故障等に伴う緊急時の修繕を行った。 【公立・修繕実施件数】 ○個所付け修繕 78件 ○緊急修繕 543件  ・私立保育園に補助金を交付した(国の交付金活用) ○改築、増築 2園 ○防犯対策 5園	○	・引き続き、計画に沿って園の修繕等を行う。	→	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。  ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 1園	2,131,889 76,866		保育課
			3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。  【待機児童数】 0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園41園、地域保育園1園(園児数 3,165人) 正規職員数 294人(園長含む) 非常勤職員数 467人(うち有資格者334人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 32人 採用者 30人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。  【待機児童数】 0人	○	・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。  【待機児童数】 0人	2,131,889		保育課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。  【待機児童数】 0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園41園、地域保育園1園(園児数 3,165人) 正規職員数 294人(園長含む) 非常勤職員数 467人(うち有資格者334人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 32人 採用者 30人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。  【待機児童数】 0人	○	・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。  【待機児童数】 0人	2,131,889		保育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
			5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応する。	○		延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込みに対する受入状況】 100%	利用申込数に対する受入れ状況	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園41園、地域保育園1園(園児数 3,165人) 正規職員数 294人(園長含む) 非常勤職員数 467人(うち有資格者334人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 32人 採用者 30人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。  【利用申込に対する受入状況】 100%	○	・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。  【利用申込に対する受入状況】 100%	2,131,889		保育課
			6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・一時預かりの需要に応えるため、職員配置等を適切に行う。  ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。  (実績)延べ利用者数 公立保育園 4,893人 私立保育園 1,017人	○	・一時預かりが必要な子どもに対して適切に保育士を配置した。  ・保育士資格取得者の再就職セミナー等については効果を検討し、平成31年度の実施を検討する必要がある。	・一時預かりの需要に応えるため、職員配置等を適切に行う。	2,131,889 2,468,131 257,411		保育課	
		拡	6	一時預かり事業(幼稚園)	幼稚園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		私立幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況							教育総務課	
		拡	6	一時預かり事業(認定こども園)	認定こども園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		認定こども園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況		【参考】 ・認定こども園3園において、旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・一時預かり事業(幼稚園型)の要件は、開園時間を通じて専従職員を配置する必要があることなど人員配置の面でハードルが高い。また、県内の多くの自治体の実施していない状況であり、当市においても制度設計を見送っている。	【参考】 ・引き続き、旧制度の一時預かり事業を行い、一時預かり事業(幼稚園型)の実施は見込まない。				保育課	
			7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。			休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	○	・概ね月に延べ40人前後の利用がある。 ・また、数名は実施園と異なる園児である。 2園は平成31年度以降も事業実施の予定。	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	2,468,131		保育課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		拡	8	ファミリーヘルプ保育園	家庭において一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 【利用申し込み数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】10,832人(前年比1,980人増)	○	・緊急又は一時的な保育ニーズに対し、適切に保育サービスを提供した。	→	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	84,163		保育課
			9	家庭的保育事業	私立保育園を運営する法人が、保育士の居宅において少人数の乳幼児に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴い、保育所内で実施できない時間帯の保育を行う。			家庭的保育事業が必要な人に対して、保育が提供されている状態。	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。)				→				保育課	
			10	病児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・保育園等に在籍していない児童の利用を可とした。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】病児保育室 3,342人(前年比28人減) 【小学4年生以上の利用者数】75人	○	・引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。	→	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	64,238		保育課
			11	病後児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期であり、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期であり、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・保育園等に在籍していない児童の利用を可とした。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】病後児保育室 1,322人(前年比36人増)	○	・引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。	→	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	64,238		保育課
			12	障害児保育事業	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施する。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育が提供されている状態。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	保育において配慮が必要な児童の受入れ率	・障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れるため。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	○	・引き続き、障害のある児童等を受け入れる。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	→	・障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	2,131,889 2,468,131		保育課
			13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性の向上を図る。			通園バスを安全に運行し、利用者の利便性向上が図られている状態。 【事故件数】0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確認	・通園バスの安全な運行体制を確保するため、運行組織を対象に降雪期前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた安全運転講習の受講や、実例を挙げた注意喚起を行う。 ・また、必要に応じて運行組合との協議や支援等を行う。 【事故件数】0件	【事故件数】1件 ※運転員が原因となる事故 【運転業務報告書】四半期毎 4回 【利用実績】利用児童総数 354人 利用率 25.6%	△	・引き続き、通園バスの安全な運行体制を確保するため、運行組織を対象に降雪期前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた安全運転講習会の開催や注意喚起を図る通知を行う。必要に応じて運行組合との協議や支援等を行う。	→	・通園バスの安全な運行体制を確保するため、運行組織を対象に降雪期前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた安全運転講習の受講や、実例を挙げた注意喚起を行う。 ・また、必要に応じて運行組合との協議や支援等を行う。 【事故件数】0件	88,791		保育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		追	14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	・私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	・私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等を雇用するための補助金を交付した。 【交付実績】 私立保育園 5園 認定こども園 2園	○	・「0歳児を9人以上受け入れた場合」の補助要件を撤廃し、看護師等の雇用を維持・促進することで、未満児の受入れを促進し、併せて保健衛生環境の維持向上を図る。	→	・私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	4,536		保育課
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態	研修で学習したことが、日頃の保育に生かされている状態(国の補助金の廃止に伴い、市の「私立保育園保育士等研究費補助金」を見直し、平成27年度をもって廃止)	/	/	/	/	→	/	/	/	保育課
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	・事故、怪我の無い一時保育を実施する。	・安全面の配慮を行い、事故、怪我の発生を予防し、一時保育を実施することができた。 【事故、怪我発生件数】 0件	○	・引き続き、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりに努め、事故・怪我がない状態を継続させる。	→	・事故、怪我の無い一時保育を実施。 【事故等発生件数】 0件	2,331		こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																			
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	・妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、教室の内容についての説明や必要性についての周知を強化していく。 ・引き続き、妊娠、出産育児に関する情報提供を行うことで、不安解消を図るとともに、生活習慣病予防についても考えることができるよう支援する。	△	・妊娠、出産に関する適切な指導を行うことができたが、目標と比べ、参加率は低下している。 参加勧奨対象者の25%と連絡がつかない現状があることや参加勧奨が不十分であることが、参加率が伸びない原因と考えられる。	→	・妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、教室の内容についての説明や必要性についての周知を強化していく。 ・引き続き、妊娠、出産育児に関する情報提供を行うことで、不安解消を図るとともに、生活習慣病予防についても考えることができるよう支援する。 【初産婦参加率】 80%以上	1,173	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課	
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	・3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化し、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣を確立を目指す。	△	・参加者に対しては、適切な内容で教室実施はできたが、第1子の参加率は目標に達しなかった。 電子母子手帳アプリの利用件数をみると、1か月あたり約90人が「子どもの食事」についての検索をしていることから、アプリから情報を得ている保護者が増えていることが参加率に影響していると考えられる。	→	・3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化し、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣の確立を目指す。 【第1子の参加率】 90%以上	1,256	上越市健康増進計画	健康づくり推進課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。	○		母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。	・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	・各種母子保健事業において、事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生する家庭に、安心して妊娠期及び産後の生活を送れるようホームヘルパーを派遣する。	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行った。 ・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・利用希望者に対しては、他制度の活用も含め、適切かつ迅速に対応した。また、保健師・助産師等の継続的な支援により、産前・産後の育児支援の充実を図った。	○	・必要な家庭がもれなく制度を利用することができた。	→	・各種母子保健事業において、事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生する家庭に、安心して妊娠期及び産後の生活を送れるようホームヘルパーを派遣する。	1,044	上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。	○		保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図る。	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図った。 ・産後うつ病の質問票を活用し、リスクの高い産婦を把握し、関係機関と連携して早期に支援を行った。	○	・必要な家庭に対して、各専門職が適切に対応した。	→	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図るとともに、産後うつ病のリスクの高い産婦に対して、早期の支援を行う。	8,984	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	○		妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中各期における不安の軽減や知識の普及が図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図った。	○	・各ライフステージにおける不安の軽減や知識の普及を図ることができた。	→	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	1,483	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課	
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	○		園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	実施園数	・園が主体となって気になる子への支援に取り組み、より困難なケースについて、園からの要望に基づき、74園に対し262回、巡回相談を実施した。 ・巡回相談時の「関係者による相談会議」の進行や取りまとめを園が主体的に務めた。	○	・園への巡回相談の実施により、園の主体的な取組やセンターとの情報共有が図られてきている。今後とも園との連携を進める中で、効果的な育ちの支援をバックアップし早期対応に努めていく。	→	・気になる子への早期支援につなげていくため、今年度から市内の全保育園、幼稚園を対象に巡回相談を実施する。	15,553		こども発達支援センター	
			7	児童発達支援事業	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。	○		センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	○	・それぞれのケースに応じて、発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じ、必要な子どもに対して個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育サービスを提供した。 【個別支援計画作成割合】100%	→	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を100%作成する。	15,553		こども発達支援センター	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H30年度			H31年度			担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。		○	保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報が共有され、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。	○	代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年205回実施(検討児童数237人)した。	→	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	7,331	上越市健康増進計画	すこやかなくらし包括支援センター
			9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。		○	各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。 【子育てひろばでの相談実施回数】 70回以上	子育てひろばでの相談実施状況	子育て支援相談員が家庭相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	○	乳幼児健診をはじめとする母子保健事業や子育てひろばにおいて、適切に相談対応を行った。	→	子育て支援相談員が家庭相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努める。	7,988	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全な育成を図る。		○	家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、被虐待児童数が前年度よりも減少している状態。 【被虐待児童数】 前年度よりも減少	被虐待児童数の前年比較	継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	○	保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施するなど、虐待の早期発見・予防の取組を進めた。メディア等で虐待に関するニュースが頻繁に取り上げられていることなどから、虐待に関する関心が高まってきていることで、潜在化していた案件が顕在化し、被虐待児童数は年々増加(H29年度428人)している。	→	継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	7,331		すこやかなくらし包括支援センター
			11	子育て関連施設における相談の実施	常時、子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。		○	子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	○	こどもセンターや子育てひろばにおいて、職員が常時、保護者からの相談に応じる体制を整えとともに、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行った。 ・ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で案内チラシを配布し、事業周知を図った。 【保護者からの相談に対する対応実施率】 100% 【相談件数】 子育てひろば: 2,496件 こどもセンター: 2,391件	→	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下		子どもの権利基本計画	こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
			12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	・引き続き、子育てひろばを開設し、子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じる。 ・出生届などの各種手続きや、各種乳児健診、こどもセンターの催し等で案内チラシを配布し、事業周知を図る。 ・子育て支援サイトを活用し、事業周知を図っていく。	○	児童数の減少や3歳未満児の保育園入園児童数の増加等に伴い、子育てひろばの利用者数は減少傾向にある。引き続き、子育てひろばの周知を行い、子育てに悩んだ際などに積極的に利用いただくことで、子育ての不安感等の解消や育児を楽しみと感じてもらえる意識づくりにつなげていく。	→	・子育てひろばを開設し、親子交流や子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じる。 ・出生届などの各種手続きや、各種乳児健診、こどもセンターの催し、ホームページ等で事業を広く周知する。 【事業への満足度】100%	109,121		こども課
			13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	・平成29年度に新設された市民交流施設高田公園オーレンプラザ内のこどもセンターと、既存の市民プラザのこどもセンターとの連携を図りながら、子どもや保護者同士の交流を通じた、安心して子育てができる環境づくりを推進する。 ・開設から1年を経過することから、2つの「こどもセンター」の利用状況を踏まえ、実施事業の課題整理を行っていく。	○	両こどもセンターの一層の利用促進を図るとともに、子どもや保護者同士の交流や各種講座等を通じ、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	→	オーレンプラザと市民プラザのこどもセンターの一層の利用促進を図るとともに、子どもや保護者同士の交流や各種講座等を通じ、安心して子育てができる環境づくりを推進する。 【事業への満足度】100%	39,705	上越市子どもの権利基本計画	こども課
			14	こどもセンター事業「ベビー健康プラザ」	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換、助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。 ・開催会場は、H30以降は市民プラザこどもセンターにおいて実施する。	○	・引き続き、乳児を抱える保護者に対し、子育てに関する知識の普及を図る。	→	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	758		こども課
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場、子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会を提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年4回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、牧区、大島区、吉川区、名立区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	○	子育て家庭のニーズに即した各種講座等を開催していく。	→	楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。 ・子育てセミナー10回開催 ・すくすくプラザ3回開催 ・おしゃべり会24回開催 ・子育て講座(個人向け)9回開催 ・子育て講座(団体向け)2回開催 ・保育ボランティア養成講座:1回開催 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	2,432		こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		追	16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援する。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる状態。  【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の手続きにあわせて配布した。 ・保育園等の入園に関するセミナー(7月)を計3回実施した。(延参加者数122人) ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナー(6月、12月)を実施した。(延参加者数21人)	○	・転入手続きや妊娠届出の際に、子育て情報のハンドブックを配布することで、子育て情報を入手しやすい環境を整えた。	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。  【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	6,750	上越市子どもの権利基本計画	こども課
		縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。			障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	—	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	○	・放課後等デイサービスの定員超過時の一時預かりのニーズに対応した。	→	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	2,840	上越市障害者福祉計画	福祉課	
			18	子育て支援情報の提供	子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進する。			子育て支援情報が充実され、多くの子育てで世帯に利用されている状態。  【アクセス件数】 150,000件以上	アクセス件数	・引き続き、子育てに関するイベントの情報や各種制度等を見やすく掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報の随時発信をした。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどで子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」について周知していく。	○	母子健康手帳アプリ「きず・はぐ」の運用開始に伴い、子育て支援情報の取得手法が増加したこともあり、アクセス件数は減少傾向にある。	→	・引き続き、子育てに関するイベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、情報を発信していくとともに、広報上越やこどもセンターの催しなどで子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」について広く周知していく。  【アクセス件数】 150,000件以上	207		こども課	
			19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。			入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。	・県指導監督 ・第三者評価及び自己評価	・引き続き、児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行う。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(8月)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	○	・児童が日常生活の中でいろいろな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援する。	→	・引き続き、入所児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行う。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	199,208		こども課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
		追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援する。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。			それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。	・新規利用のニーズに適切に対応できるよう、放課後等デイサービスの利用に関し、本来の利用目的(療育支援)に沿った利用や、障害児の状況に適した利用となるよう、相談支援専門員等と連携して保護者の理解を求めていくとともに、一時預かりのニーズへの対応策を関係機関等とともに検討していく。	・利用の対象となる障害児の保護者等へのサービス周知により利用者が増加した。 ・一方で、利用終了者より新規利用希望者が多く、関係機関との協議により一律の基準を設け、新規利用者の利用回数を調整した。  【利用実績】 215人(H31.3月実績まで)	○	・平成30年度当初は利用児童の増加により、新規利用者の受入調整が必要であったが、平成30年度内は申請が落ち着き、受入調整なく支援を行うことができた。 ・既存のサービス利用者について、一時預かり目的の場合の代替手段確保も含め、利用の適切性と公平性の確保に向けた取組が必要。	→	・新規利用のニーズに適切に対応できるよう、放課後等デイサービスの利用に関し、本来の利用目的(発達支援)に沿った利用や、障害児の状況に適した利用となるよう、相談支援専門員等と連携して保護者の理解を求めていくとともに、一時預かりのニーズへの対応策を関係機関等とともに検討していく。	226,214	上越市障害者福祉計画	福祉課
2 ところとからだの健やかに育つまちづくり																			
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																			
			1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	仲間づくりや自発的な活動を通して、児童が心身ともに健やかに成長する環境をつくる。			利用者(子ども)が安全に遊び、学べる環境が提供されている状態。  【指導員の企画によるイベントの実施回数】 月1回	児童指導員の企画によるイベントの実施回数	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	・児童指導員を配置し、利用者が安全に遊べる環境を提供した。 ・参加者が少なく、イベントを実施できない月があった。 南川児童館・・・11月・12月イベントなし 大湯児童館・・・2月・3月イベントなし ※参加者が少ない場合、費用対効果を考慮して実施しないこととした。	○	・利用者が安全に遊べる環境を提供することができた。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	→	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。(参加者が少ない場合は除く)	6,894		こども課
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家を運営している状態。	町内会が運営するこどもの家の数	・引き続き、旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる場を提供する。	・旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる健全な場所を提供した。  【利用者実績】 35施設に管理員配置 延べ 79,234人 開館数 287日 (平均@276.1人/日)	○	・旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる場を提供した。	→	・引き続き、旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる場を提供する。	29,589		こども課
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話に親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。  【開催回数】 230回	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	・引き続きボランティア団体との連携を密にすることで、協力体制を維持し事業に取り組んでいきたい。	・図書館4館それぞれで、ボランティア団体との協働により、おはなし会等の催し物を開催することが出来た。  【開催回数】 326回	○	・ボランティア団体及び学校等との連携により目標値を上回る回数を開催できた。	→	・引き続きボランティア団体との連携を密にすることで、協力体制を維持し事業に取り組んでいきたい。  【開催回数】 230回	126	・上越市総合教育プラン ・上越市子ども読書活動推進計画	高田図書館
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実を図る。			継続的に児童向け資料の収集を行う。  【図書館の児童書蔵書冊数】 123,500冊	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。	・新規購入だけでなく、古くなった資料の除籍を進めることで、児童の読書への興味を引く蔵書構成になるよう努める。	・児童向け資料の収集を積極的に行い、子どもの読書活動推進を図った。  【図書館の児童書蔵書冊数】 123,915冊	○	・児童図書の情報収集に努め、読書活動の推進のための蔵書を収集することができた。	→	・新規購入だけでなく、古くなった資料の除籍を進めることで、児童の読書への興味を引く蔵書構成になるよう努める。  【図書館の児童書蔵書冊数】 123,500冊	4,036	上越市総合教育プラン ・上越市子ども読書活動推進計画	高田図書館
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。			子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。	NPOボランティアセンターでの情報収集など	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	・ボランティアについての理解を深めるため、夏休み前の7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。たよりを見て65人が掲載したボランティア・イベントに参加した。	○	・ボランティア・イベント参加者数がH29年度の10人から大幅に増加した。 ・今後も小中学生が参加しやすいボランティア情報の掲載を図る。	→	小中学生が参加しやすいボランティア情報の収集を行い、参加者数の増加を図る。	143	上越市子どもの権利基本計画	共生まちづくり課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)		○	各種体験活動へ積極的に参加する状態。 【定員に対する申込率】100%	・定員に対する申込率 ・事業終了後の自己達成度(参加者アンケートにより把握)	・各講座において、なるべく多くの児童が参加できるよう講座数の改廃を行うとともに、上越市との関係性をより強調できるように内容を検討して実施する。	・定員に対する申込率≒210%(申込人数1,256人/定員597人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%、講座に参加した満足度99%、上越市への興味度93%	○	・地域の特徴について、より深く理解できるような学びの機会を提供し、取組を継続する。 ・未来を支える人づくりのために必要となる取組を検討する必要がある。	→	各種体験活動へ積極的に参加する状態。 【定員に対する申込率】100%	2,848	・子どもの権利基本計画 ・上越市食育推進実施計画 ・人権総合計画 ・上越市総合教育プラン	社会教育課
			7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	・緑を守り育てる活動を通じて、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	○	・引き続き補助金を交付し、様々な自然に親しむ活動を行っていく。	→	・緑を守り育てる活動を通じて、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	275		農林水産整備課	
			8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ、スポーツ少年団及び各区団体の活動種目数が維持されている状態。 【活動種目数】24種目69団体	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	・スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を行う。	○	・スポーツ団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を継続して行う。	→	・スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を行う。 【活動種目数】24種目69団体	5,023	上越市総合教育プラン	スポーツ推進課	
	拡		9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。		○	利用人数を把握し、校内の余裕教室等を活用し、受入枠が確保されている状態。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	・エアコンの設置、入替えと床張替工事等を行う。(該当クラブ:4クラブ) ・プレハブでの運営を行っている児童クラブについては、学校内に移行できるかの調査を行う。	○	・各児童クラブの利用者数や専用区画の面積を把握し、安全確保を図り、適正な対応に努める。	→	・エアコンの増設、移設と畳張替工事等を行う。(該当クラブ:4クラブ) ・プレハブや児童館等でクラブ運営を行っている児童クラブについては、学校内に移行できるかの調査・協議を行う。 併せて、委託での運営ができるかの検討をしていく。	298,720	上越市総合教育プラン	学校教育課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課			
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもちょう、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
		追	10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。			コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。 【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】100%	学校への調査	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の自主性・主体性を高める視点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	○	・すべての公立小・中学校で事業を実施し、学校運営協議会の充実が図られてきた。 ・9月に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、「自立した地域を目指して」をテーマに研修を行った。文部科学省から講師を招いて国の施策説明や学校と地域の役割分担の取り組み例等を紹介していただいた。また、地域が主体となりながら、地域と学校が協働しながら活動している実践発表を行ったほか、校種や学校規模を考慮したグループ別の情報交換を行った。	○	・学校運営協議会制度を導入して7年が経過し、教育課題の解決や地域との実働・協働が進み、取り組みが充実してきた。(アンケート結果肯定的評価99%) ・委員の主体性が発揮されているかについては上記の評価に比べてやや低い。そのため、会の運営方法やもち方の再や研修での学びを生かす工夫が進むような研修内容にしている。	→	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の主体性や参画意識を高める視点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。 【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】100%	5,074	・上越市総合教育プラン ・上越市子どもの権利基本計画	学校教育課
			11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。			コーディネーターの資質向上の研修が、行政主導の内容から、コーディネーターの発意による内容に変わっている状態。	コーディネーターの発意による研修実施回数	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	○	・計画どおり年4回研修会(うち2回はコーディネーター発意による自主開催)を実施した。 ・7月10日 新任者研修(19人参加)、10月2日 実務研修会(自主的:25人参加) ・7月14日 青少年健全育成県民大会(実践事例発表兼ねる)、3月9日 柿崎、頸城、吉川のコーディネーター交流会を実施(自主的)	○	・自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーターの資質向上に向け、取組を継続する。	→	・コーディネーター委員会等の場で、年4回の研修会のうち、新任者研修をコーディネーター発意による自主開催にできるよう協議を進め、年4回のうち3回を自主開催にする。	3,921	・子どもの権利基本計画 ・上越市総合教育プラン	社会教育課
		追	12	子どもリーダー育成事業補助金	単位子ども会や地区子ども会連絡協議会等が行う子どものリーダー育成に向けた取組を支援する。	地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成の推進を図る。			子ども会の実態を把握し、子ども会への最適な支援が確立されている状態。	子ども会において様々な体験活動を通じて、子どもたちのリーダーとしての資質が育成されていることを確認する。	・子ども会に対する支援については、アンケート調査等によりニーズ把握を行う。 ・「子どもリーダー育成事業補助金」は、制度利用の普及・啓発に向けた取組(活動事例集やQ&Aの更新)をより一層行うとともに、創設から3年目を迎えることから、制度内容について見直しを行う。	○	・「子どもリーダー育成事業補助金」の交付確定額は293千円であり、予算額(656千円)の55%となる見込み。 ・子ども会へのアンケートや地域への聞き取りを通じて実態やニーズの把握を行ったうえで交付要綱の見直しを行った。	○	・対象団体等の見直しを行った交付要綱について、十分な周知を図り、利用の促進につなげる必要がある。	→	・見直しを行った「上越市子ども交流活動支援事業補助金(旧名称:上越市子どもリーダー育成事業補助金)」により、異学年交流や地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダー育成につながる各種活動を支援する。	750		社会教育課
2 学校教育環境の充実																				
			1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようになる。	各小中学校にアンケートを実施する。	・毎月、ALTの研修会を開催し、ALT同士の情報交換の場を設けたり、ALTの授業指導案について個別指導を行い、ALTによる授業の質の向上を図る。 ・年に3回、すべての小中学校のALT担当教員とALT委員会を開催し、ALTの有効活用について検討や研修を行う。	○	・市内すべての小中学校にALTを定期的に派遣し、語学指導を実施した。小学校高学年の外国語活動の授業の75%程度、中学校の英語の授業の20%程度の授業がALTとのTTであった。 ・学校行事等で要請があった学校には担当外のALTを派遣するなど、ALTの有効活用を図った。	○	・平成32年度の小学校新学習指導要領の全面実施により、「外国語科」「外国語活動」の授業が始まり、ALTを活用できる授業時数が大幅に増えることから、移行期間最終年度である今年度中にALTの配置を見直すとともに、小学校への訪問回数を検討する。	→	・毎月、ALTの研修会を開催し、ALT同士の情報交換の場を設けたり、ALTの授業指導案について個別指導を行い、ALTによる授業の質の向上を図る。 ・年に3回、すべての小中学校のALT担当教員とALT委員会を開催し、ALTの有効活用について検討や研修を行う。 ・中学生の希望者を対象に国立妙高青少年自然の家でイングリッシュキャンプ(1泊2日)を開催し、生きた英語や外国の文化に触れる機会を提供する。	92,989		学校教育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	・学習情報指導員が月に2、3回程度学校を訪問し、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行うとともに、教員のICT活用指導能力90%以上を維持できるように、教職員への研修支援を行っていく。	・学校への巡回訪問を行い、授業準備支援・校内研修支援・ICT機器の保守などを行った。 ・電子情報ボード、プロジェクトタ、タブレットPC操作活用研修や校務支援システム活用研修の補助を行った。 【授業中にICTを活用して指導する能力】※今年度調査よりアンケート内容が変更(指標が教材提示中心から思考を深めるための活用方法に変更):小学校90.1%、中学校89.2%、平均89.8%(平成31年3月実施調査5月結果報告)	△	・小学校プログラミング教育の必修化や国が目指す教員のICT活用指導力の内容が高度化する中(主体的、対話的で深い学びにつながる活用)で、教員のICT活用指導力90%以上を維持するためには、校内でのタブレットPCやプロジェクトタ等の活用研修の補助・支援を強化していく必要がある。	→	・教員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、学校の要請を受け、ICT機器の操作活用方法や小学校プログラミング教育完全実施に向けた教職員への校内研修支援を行っていく。 ・学習情報指導員が月に2、3回程度学校を訪問し、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行う。	12,396		学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮し、教育補助員を配置する。	○	・支援が必要な児童生徒数に対し、教育補助員の数が不足しているため、増員が必要である。	→	・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮し、教育補助員を配置する。	112,379 64,415		学校教育課	
			4	特別支援教育巡回相談事業	発達障害等のある児童・生徒がいる学校へ定期的に巡回相談を行い、支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童・生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行う。			校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・巡回相談事業を通じて、校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	○	・巡回相談ができる知己量のある教員が限られており、今後育成のための体制づくりや研修会の設定が必要である。	→	・巡回相談事業を通じて、校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	505		学校教育課	
			5	教育相談事業(相談支援体制の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通じて問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回数】15回以上 【苦情件数】0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	・子どもほっとラインの年中無休・24時間開設を含め、教育相談事業について、これまでの紹介や広報に加えて、手法を工夫したり、報道機関等に積極的に働きかけたりする。 ・教育相談部研修を、部員の「困り感」や喫緊の課題に対応する内容に焦点化するとともに、教育相談員相互の情報交換を6回以上行う。	○	・学校訪問カウンセラーと子どもほっとラインについて、相談事業の紹介・広報を24回行った。 ・相談員相互の情報交換を8回、教育相談部研修を11回実施し、相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高めた。 【苦情】0件	→	・子どもほっとラインの年中無休・24時間開設を含め、教育相談事業について、これまでの紹介や広報に加えて、手法を工夫したり、報道機関等に積極的に働きかけたりするなどし、相談事業の紹介や広報回数を15回以上とする。 ・教育相談部研修を、部員の「困り感」や喫緊の課題に対応する内容に焦点化するとともに、教育相談員相互の情報交換を6回以上行い、苦情件数0件を目指す。	20,596		学校教育課(教育センター)	
			6	教育相談事業(教職員の研修の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			【開催講座数】6回以上 【受講満足度】90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	・教職員のニーズに応じるとともに、喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を夏期と冬期にそれぞれ3日間合計6講座開催し、受講者満足度95%以上を目指す。	○	・教職員のニーズに応じた内容や喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を開催する。	→	・教職員のニーズに応じるとともに、喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を夏期と冬期にそれぞれ3日間合計6講座開催し、受講者満足度95%以上を目指す。	325		学校教育課(教育センター)	
			7	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。			【適応指導教室の開設数】2か所以上 【指導員数】4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設する。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に、指導員をそれぞれ2人、合計4人配置する。	○	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設した。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に指導員をそれぞれ2人、合計4人配置した。 ・在籍児童生徒数は、27人となった。	→	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設する。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に、指導員をそれぞれ2人、合計4人配置する。	8,441		学校教育課(教育センター)	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			8	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともにによりよい運営体制を探る。	・在籍児童・生徒14人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・4人が修学し、希望する進路に進むことができた。	○	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行う。 ・また、就学する市内児童生徒に対しては、利用開始時負担経費などの補助を行う(教育委員会)。	→	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともにによりよい運営体制を探る。	18,000	上越市第2期子どもの権利基本計画	福祉課
			9	学校施設整備事業(施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。					→				教育総務課
			10	学校施設整備事業(給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われていること。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	・安全・安心な給食を提供するため給食施設の状態整備を図る。 改修設計: 小学校1校 改修工事: 小学校1校	・小学校1校の改修設計を完了した。 ・小学校1校の改修工事を完了した。	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き給食室の改修を行う必要がある。	→	・安全・安心な給食を提供するため給食施設の状態整備を図る。 改修設計: 小学校1校 改修工事: 小学校1校	131,978	上越市立学校等施設整備計画	教育総務課
			11	教育用コンピュータ設置事業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境を整備する。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境を整備する。			【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクトタ整備率】70% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCIにしている学校の割合】92%	・整備状況の割合	・文部科学省「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。 【大型提示装置(プロジェクタ等)整備率】小学校16校37台 【コンピュータ室のタブレットPC設置校率】小学校18校: 整備状況55/72校(76.3%)	・ミラキャスト機能付きプロジェクタを17校、計37台整備したが、経年劣化による廃棄機器もあり、電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクタ等の大型提示装置の整備率は、小学校で45.8%、中学校で36.5%となった。(目標変更前の基準での整備率は小学校で72.7%、中学校で60.0%に相当) ・コンピュータ室にタブレットPCが整備された学校は55/72校で全体の76.3%の整備率。 ・電子情報ボード&プロジェクタ研修会を1回、タブレットPCの活用研修会を3回実施した。	○	・電子情報ボードが古く、更新PC端末と連携できないこと、同時期に整備したプロジェクタの多くが経年劣化により破損が激しいため、破損による機器の補充を考慮していく必要がある。	→	・文部科学省「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。 【大型提示装置(プロジェクタ等)整備率】 小学校16校46台(整備率) 小学校 51.4% 中学校 36.0% 【コンピュータ室のタブレットPC設置校率】 小学校15校(整備状況) 66/72校(91.6%)	150,678 86,676		学校教育課
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されていること。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改造工事の年度ごとの進捗管理によって判断	・経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 改修設計: 小学校1校、中学校3校 改修工事: 小学校3校 平成29年度からの繰越工事: 小学校8校、中学校4校	・小学校1校、中学校3校の改修設計を完了した。 ・小学校8校、中学校4校の改修工事を完了した。	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き老朽施設の改修を行う必要がある。	→	・経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 ■改修工事 小学校4校、中学校2校 ■H30繰越工事 エアコン設置工事小学校49校、中学校20校	234,410(当初予算) 2,038,100(エアコン繰越)	上越市立学校等施設整備計画	教育総務課
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	・介護員を80人配置し、研修会を2回実施した。	○	・支援の必要な児童生徒に対する対応に個人差があり、介護員全体の専門性の向上を図る必要がある。	→	・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	100,091 40,052		学校教育課	
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童・生徒が自校で指導を受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90程度の児童・生徒が、週2~3時間の指導を受けられるようにする。	・LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2~3時間の指導を受ける。 ・指導している児童・生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童生徒の割合が9割以上。	・LD指導員を小学校に4人、中学校に4人配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて60人程度の児童・生徒が、週2~3時間の指導を受けられるようにする。	○	・LD傾向のある児童生徒数に対して、LD通級指導教室が足りない現状があるため、計画的に増設していく必要がある。	→	・LD指導員を小学校に4人、中学校に4人配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて60人程度の児童・生徒が、週2~3時間の指導を受けられるようにする。	5,280 5,205		学校教育課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提言し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	・継続して就学アドバイザーをこども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制を調え、相談や保護者への情報提供を計画的に実施する。	○	・相談件数の増加により、検査専門相談員、就学相談員の負担が増大している。 ・早期からの療育や就学相談が大切であるという意識が、園や保護者の中に高まりつつある。今後も継続して説明会等を実施する。	→	・継続して就学アドバイザーをこども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制を整え相談や保護者への情報提供を計画的に実施する。 ・今年度も就学相談員全員を対象に1回、新任就学相談員研修を1回、検査専門相談員を対象に2回、上越市内の小中学校職員を対象(希望制)に2種類の就学相談につながる心理検査研修会を行い、検査の仕方や見方について専門性の向上を図る。	6,276		学校教育課
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況を随時把握し、管理職に助言する。 ・年2回の生徒指導支援員研修会を実施し、個々の教育相談技術や学校職員との効果的な連携など資質向上を図る。	○	・不登校生徒にかかわる校内適応指導学級の運営や支援に関わる業務が必要とされてきている生徒指導支援員が増えているため、研修などを通して、個々の資質向上と学校との連携強化を図る。	→	・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況を随時把握し、管理職に助言する。 ・年2回の生徒指導支援員研修会を実施し、個々の教育相談技術や学校職員との効果的な連携など資質向上を図る。	14,939		学校教育課
		追	17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	・市の学校適正配置基準の見直しに向けた検討を進める。 ・複式学級の発生が見込まれる学校に関し、教育委員会が主体となり、地域や保護者に当該校を取り巻く状況の説明に入る。	△	・適正配置基準の見直しに向けた検討を進めたが、策定できなかった。 ・板倉区において小学校の保護者等と適正配置に向けた協議を開始した。 ・複式学級が発生又は今後見込まれる学校(13校)の保護者に対し、当該校を取り巻く状況を説明した。	→	・適正配置基準について適正配置審議会を経て見直しを行う。 ・板倉区において保護者との協議により適正配置の方向性を明確化し、その実現に向けて具体的な検討・準備を進める。	200		教育総務課
		追	18	学校司書の配置	教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境を整備する。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	・司書免許有資格者確保(15人体制の堅持)。 ・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施 ・図書貸し出し数調査の毎学期実施 ・学校司書の研修とグループワークを隔月で実施 ・図書館の活用に関するアンケート実施	△	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図り、読書指導を充実させるため合同研修会を開催した(5月10日)。参加者数:84人 ・学校司書の資質向上と協働性を高めるための、学校司書の研修とグループワークを計11回実施した。 ・児童生徒の読書量を把握するための、図書貸出数調査を行った。(平均貸出数 小学校:76.3冊(前年82.6冊) 中学校:7.4冊(前年8.2冊)) ・学校司書の資質向上と学校図書館の充実を図るため、市立図書館との情報交換を行ったり、各種研修会へ積極的に参加をしたりした。	→	・学校司書の配置が12人になったことで、各校への週1回の訪問ペースが崩れ、蔵書管理や児童生徒の読書活動支援にも影響を及ぼした。貸出数の減少など、図書館教育の機能維持が急務である。	14,816		学校教育課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		追	19	インクルーシブ教育システム普及指導主事の配置	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加するために、障害の特性に合わせた教育を進められるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図るため、各学校の学習環境や校内体制、授業の充実を図るためのインクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置する。	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加するために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。			学校体制の充実、小・中連携の推進のための体制を整備し、合理的配慮の提供が適切に行えるようにする。	合理的配慮提供の割合	・24の小中学校の校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。	・インクルーシブ教育システム構築のために、学校の基礎的環境整備や合理的配慮が円滑に進むよう、インクルーシブ教育システム普及指導主事が、24の小中学校を訪問した。 ・管理職向け、特別支援コーディネーター向けの研修会を実施した(参加者144人) ・授業づくりでは、講師を招いての授業公開を2回実施した。また、授業改善訪問で指導した。 ・授業改善支援訪問で、72校訪問し、障害のある児童生徒も含めたすべての児童生徒が学びやすい環境づくり、授業づくりについて、授業のユニバーサルデザイン化の視点から、昨年度作成したリーフレットを基にして、指導助言を行った。 ・保護者への啓発として、発達障害の理解について、保護者向けリーフレットを作成	○	・幼保から小学校へ、小学校から中学校へ支援が必要な児童生徒の情報が引き継がれるようになったが、その情報の活用という点で課題が残る学校がある。引き継いだ情報を活用するための校内委員会の定例化と、情報を生かした授業実践を、学校訪問を通じて徹底を図っていく必要がある。 ・授業改善支援訪問等を通して、昨年度作成・配布した授業のユニバーサルデザイン化推進のためのリーフレットが確実に活用され、日常的に取り組んでいるかをチェックしたり指導助言したりする。	→	・全ての学校を訪問し、指導助言する。3年計画の最終年度に当たり、残りの24の小中学校に加え、30年度学校教育の重点にあるインクルーシブ教育システム構築に係る項目の評価が低かった5校を訪問し、授業参観と校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・全ての学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。 ・前述の評価(4段階評価)で全ての学校が3以上になる。 ・学校経営や校内委員会、合理的配慮の提供、授業づくり、研修等のチェック項目が入った「インクルーシブ教育システム構築のチェックリスト」を作成し、各学校に4段階で自己評価させ、全ての項目で平均が3以上をなるべく指導助言する。	5,736		学校教育課
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																			
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																			
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報紙等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報紙等による啓発を通して、市民への理解を図る。			情報紙の発行		・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座でのリーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を年4回各10,000部発行し、町内会や市内施設等に配置した。 ・男女共同参画啓発リーフレットをセンター講座及び出前講座参加者へ配布した。	○	・引き続き、情報紙やリーフレットを活用しながら、意識啓発を図る必要がある。	→	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座でのリーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	4,219	上越市第3次男女共同参画基本計画	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。			男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催		・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座の開催、リーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマに、センター講座(1講座1回)、出前講座(1団体1回)を開催した。 ・男女共同参画啓発リーフレットをセンター講座及び出前講座参加者へ配布した。	○	・引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座を開催するとともに、講座参加者へのリーフレットの配布を通じて意識啓発を図る必要がある。	→	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座の開催、リーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	4,219	上越市第3次男女共同参画基本計画	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			ホームページによる情報発信		・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。	・市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、あわせてワーク・ライフ・バランスの推進に関するチラシを、商工会、商工会議所の会報に折り込み周知を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する市民向け・事業所向けセミナーを開催した。(11/19開催52名参加、2/19開催25名参加) ・雇用政策専門員による就労相談会を開催した(申込に応じて月1回)。	○	・ホームページやチラシのほか、事業所訪問により周知及び働きかけを行うとともにワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催する。 ・雇用政策専門員による就労相談会を開催する。	→	・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、市民や事業者等への意識啓発を図る。	144	上越市第4次人権総合計画、上越市第3次男女共同参画基本計画、上越市第4次人権まちづくり推進計画	産業政策課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度				H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職し易い環境へと改善する。			再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナー等を開催	・ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを開催した。(10/3開催8名参加)	○	・引き続き、ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	→	・ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	144	上越市第4次人権総合計画	産業政策課
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等で周知・啓発を行った。	○	・育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等で周知・啓発を行う。	→	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	144		産業政策課
2 地域で子どもや家族を大切にしている意識の醸成																			
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識を高める。			子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識が高まっている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会を捉え配布する。	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布した。 【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 9,000枚配布 【一般向け】 200枚配布 (一般向けは、平成27年度に全戸配布実施済) 【子どもの生活実態に関するアンケート(保護者)】 ・上越市子どもの権利条例を知っていますかの問いに「内容まで知っている」「内容はわからないが名称は知っている」の割合の合算値27% ・「内容はわからないが名称は知っている」の割合が5%	○	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布して市民の「子どもの権利」に対する意識と知識を高めることができた。	→	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会を捉え配布する。 ・H30に行った「子どもの生活実態に関するアンケート」により評価したため、H31で改めて評価しない。 【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 7,000枚配布 【一般向け】 200枚配布		上越市第2期子どもの権利基本計画	こども課
			2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身につけている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	・市立の全小中学校において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において「えがお」での学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。 【えがおの学習・結果持帰り】 年1回	○	・授業の中で子どもの権利を学び、考える機会を設けることができた。また、学習結果を家庭で共有することで、子どもの権利について、保護者の認知や理解を深める一助となった。	→	・義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家庭内で共有してもらえよう促し、保護者を含めて子どもの権利についての認知や理解を深めていく。 【えがおの学習・結果持帰り】 年1回		上越市第2期子どもの権利基本計画	こども課
			3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。 【父子手帳の配布率】 100%	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載されていることを説明し、届出者に配布していく。	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を届出者に配布した。 【父子手帳の配布率】 90.7%	△	・配布率は昨年度より上昇したが、目標値より下回った。より多くの父親に配布できるよう妊娠届出時の周知を強化していく。	→	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報が掲載されていることを説明し、届出者に配布していく。 【父子手帳の配布率】 100%	505	上越市健康増進計画	健康づくり推進課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	
			4	命・きずなを考える講座	<p>中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。</p>	<p>生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。</p>		○	<p>次世代を生き育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。</p> <p>【実施校数】 10校以上</p>	<p>実施校数</p>	<p>・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。</p>	○	<p>・実施希望のあった全ての中学校で講話を行うことができた。</p>	<p>・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。</p> <p>【実施校数】 10校以上</p>	<p>414</p>	<p>上越市健康増進計画</p>	<p>健康づくり推進課</p>

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
<b>3 家庭と地域の子育て力の向上</b>																		
			1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭教育に関する講座を行い、家庭教育力の向上を図る。	家庭教育に関わる講座の開設、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭教育力を向上させる。			子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。 【定員に対する申込率】100%	定員に対する申込率	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力の下、子を持つ保護者が多く参加する保育参観や学習参観など、各種行事に合わせて実施する。	・28地区すべての公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマに講演会を実施した。 定員989人に対して申込人数936人。定員に対する申込率は94%	△	・子を持つ保護者に学びの機会を提供できたほか、祖父母世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。 ・今後も継続して開催していく。	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。 【定員に対する申込率】100%	267	上越市総合教育プラン	社会教育課
			2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	相談記録の内容	・保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	・保育園において、保護者からの子育て相談を受け付け、対応した。 【相談受付回数】2,378回 【相談内容記録件数】2,378回  ※すべて記録あり	○	・相談内容を記録する。必要に応じ相談記録を確認し、子育て支援に活用する。	・保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	-		保育課
			3	保育園士雇用事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流を通して、児童の社会性を養う。			すべての保育園に園士が配置されている状態	配置園数	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置した。  ○公立保育園 41園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 3園	○	・引き続き、園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。	79,409 39,634		保育課
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う保育園に補助金を交付する。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われている状態。	事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	・補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	・すべての保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行い、児童の社会性の育成を図った。 地域活動事業実施園62園(公立42、私立等21)	○	・事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	・補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	3,632 3,849		保育課
			5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整を行う。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。			提供会員数を増やし、依頼会員のニーズに見合った提供会員が紹介されている状態。 【提供会員の紹介割合】100%	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・各種団体等を対象に説明会を行った。(年37回) ・提供会員養成講座を年4回開催した。(延べ参加者数148人)  【提供会員の紹介割合】100% 【会員数(3月末現在)】 依頼会員 463人 提供会員 226人 両方会員 53人 合計 742人	○	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で14人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。  【提供会員の紹介割合】100%	6,701	上越市子どもの権利基本計画	こども課

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
			6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健全な育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健全な育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図られている。	・委員が提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 ・市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。(調査対象:研修出席者、項目:実施研修についての意見や感想、次回研修の希望内容について)	・常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	下記研修を行うことにより、委員のスキルアップが図られ、適切な支援を行うことができた。 ・8/7市民児協連児童部会(今どきの親子関係とネットトラブルの問題について考える)…主任児童委員32人出席 ・7/25～26 全国主任児童委員研修会…主任児童委員2人出席 ・11/22 児童委員活動研修会…児童委員・主任児童委員40人出席 ・11/27 主任児童委員活動研修会…主任児童委員7人出席 ・1/22～23 全国児童委員研究協議会…市民児協連代表1人出席 ・3/11 里親制度についての講演会…主任児童委員5人出席	○	・引き続き、研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深める。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	・子どもたちへの適切な相談・支援を行うための委員のスキルアップ研修の実施。(年6回) ・委員からの活動記録の子どもに関する相談・支援件数を確認し、必要に応じて委員に聞き取り等を行う。	26,874	上越市障害者福祉計画	福祉課
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																		
			1	安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもにも犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。			安全教室を実施する幼稚園・保育園・認定こども園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:36園(2年で全園実施) 小学校:申込のあった学校に対し100%実施	開催回数の集計	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	○	・子どもの安全確保には、親の日頃からの指導・監督が重要であることから、今後も親子教室を継続実施する。 ・専門性を有する指導のため、保育園や幼稚園及び小学校を対象とした防犯教室を実施する。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し、安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	4,358	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課	
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サル等の出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図られている状態。 【安全メール登録者数】 6,200件	安全メールの登録件数の集計	・登録件数を9,500件以上とする。(安全安心まちづくり推進計画掲載事業のため変更不能。安全安心まちづくり推進計画は、平成30年度見直しを行う予定で、新目標を策定中である。) ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	○	・引き続き登録者増加に向け、様々な機会を通じ広報を行う。	・登録件数を14000人以上とする。 ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	500	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課	
			3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児・認定こども園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通事故防止のための知識などを指導する。	保育園児・幼稚園児・認定こども園児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育及び啓発活動を実施し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現する。			交通安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:74園 小学校:53校 中学校:24校	開催回数の集計	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小・中学校に対し交通安全教室への講師派遣、物品貸出を行う。	○	・子どもの安全確保には親の日頃の指導・管理が重要であることから、今後も親子教室を継続する。 ・小・中学校は、引き続き実施主体が学校であることを明確にし、専門性を要する教育の支援を行う。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小・中学校に対し交通安全教室への講師派遣、物品貸出を行う。	8,922	第10次上越市交通安全計画	市民安全課	

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H30年度			H31年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)【目標値】	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通の安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要か所の整備割合】100% 【LED化への変更割合】100%	・要望に対する対応状況を確認 ・LED化への変更状況	・設置要望に対し要綱に基づき適切に対応する。 ①雄志中学校通学路防犯灯新設工事 ②保倉小学校通学路防犯灯新設工事 ③板倉中学校通学路防犯灯新設工事(板倉区) ・市が管理する防犯灯の維持管理を確実に実施する。	・設置要望に対し要綱に基づき適切に設置した。 ①東中島防犯灯新設工事 ②上真砂他地内防犯灯新設工事 ③有田小学校通学路防犯灯新設工事 ④本道地内防犯灯新設工事 ⑤宮嶋小学校防犯灯新設工事(板倉区) ⑥黒井駅前防犯灯新設工事(頸城区) ・市が管理する防犯灯の維持管理に努めた。	○	・集落間の通学路における防犯灯の維持管理について、確実に実施する。	→	要望等による整備必要か所の整備割合100% ・設置要望に対し要綱に基づき適切に対応する。 ①南本町小学校通学路防犯灯新設工事 ②中郷小学校通学路防犯灯新設工事(中郷区) ③浦川原中、針小、牧小、柿崎中学校通学路防犯灯新設工事  LED化への変更割合100% ・市が管理する防犯灯の維持管理を確実に実施する。	113,769	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課
			5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設を市が認定し、その周知を行うことで、地域における子育て支援の意識の高揚を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を推進する。			新規認定施設数を増やし、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【新規認定施設数】25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	・認定要件に該当する施設を訪問し、募集を行う。・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	・広報上越に認定施設の募集記事を掲載した。 【新規協賛店舗数】1施設(参考) H27:2施設 H28:3施設 H29:17施設 (4か年合計:23施設)	○	・引き続き、申請依頼を行う。	→	・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。 【新規協賛店舗数】2施設	—		こども課
		追	6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求める子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	・登録台数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯指導の際に周知、庁用車への協力依頼を実施した。 ・新規登録台数:156台 ・累計登録台数:5,334台	○	・広報上越、防犯講話での広報活動を実施するとともに市所有の庁用車に対し、協力依頼をしたことで増加となった。更なる広報活動を実施する。	→	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。 ・累計登録台数を5480台とする。	—	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課

上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度				
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか) 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課	
1 子どもの権利を大切にすること意識づくり																		
1 子どもの権利の知識の普及と意識の啓発																		
【評価指標】子どもの権利条例の認知度(大人) 24%⇒44%						【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(大人) 21%⇒44%												
【評価指標】「えがお」の学習を知っている保護者の割合 16%⇒58%																		
1			子どもの権利チラシの配布	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てをしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。	市民の子どもの権利に対する意識と知識を高める。	チラシ配布枚数	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,160枚/年 ・一般向け =平成24年度に全戸配布	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =2,300枚/年 ・一般向け =計画期間中に1回全戸配布	啓発チラシをより多くの人に配布していくことで、市民全体の子どもの権利を大切にする意識を高める。	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会を捉えて配布する。	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布した。  【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 9,000枚配布 【一般向け】 200枚配布 (一般向けは、平成27年度に全戸配布実施済)	○	保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布して市民の「子どもの権利」に対する意識と知識を高めることができた。	→	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会を捉えて配布する。  【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 7,000枚配布 【一般向け】 200枚配布	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
2	追		広報紙、ホームページへの掲載	市の広報紙やホームページなど各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	市民の子どもの権利に対する意識と知識を高める。	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載	なし	年1回	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載し、広く市民の目に触れることで、子どもの権利に関する認知を高める。	・市の広報媒体を利用し、子どもの権利についての啓発活動を進める。	・ホームページやFMを活用し、子どもの権利についての広報啓発を行った。  【広報誌掲載回数】 年1回…11月1日号巻頭特集記事「子どもの教育について考えてみませんか」において、上越市子どもの権利に関する条例の取組みを掲載 【ラジオ】 1回出演…11月12日FM-JIにおいて、子どもの権利に関する取組について紹介した。	○	・広報紙やラジオを活用し、子どもの権利についての広報啓発を行うことができた。	→	・引き続き、広報紙への掲載やラジオ出演を通じて、子どもの権利についての啓発活動を取り組む。  【広報誌掲載回数】 年1回 【ラジオ出演回数】 年1回	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
3	追	拡	子どもの権利講座の開催	子どもの権利チラシを活用して、子どもとかわりを持つ大人(組織・団体)向けの「子どもの権利講座」を開催する。	子どもと関わりのある大人が、子どもたちをめぐり課題の認識を持つとともに、子どもの権利についての理解と知識を深める。	講座の開催回数	年3回	年5回	5年間で23地区すべての民生・児童委員地区協議会で講座を実施する。(平成26年度末時点で4地区実施済)	・保育園、小・中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生・児童委員地区協議会へ開催案内を行う。	・子どもの権利に関する講座を7回実施した。  【講座回数】 ・小学校PTA…2校 ・小学校での実施はH29が1校、H30が2校であった。 ・民生・児童委員地区協議会での講座はH29と同数実施することができた。	○	・H29で実施した保育園保護者会での講座が今年度は申し込みがなかった。 ・小学校での実施はH29が1校、H30が2校であった。 ・民生・児童委員地区協議会での講座はH29と同数実施することができた。	→	・保育園、市立小中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生・児童委員地区協議会へ開催案内を行う。  【講座回数】 地域講座5回	158	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
4	追	拡	子どもの権利学習の周知	小学校と中学校の授業で子どもの成長に応じて学ぶ「子どもの権利学習」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取り組みを行う。	保護者の子どもの権利に対する理解を深める。	「えがお」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組	実施(平成26年度～)	継続実施	継続した取組みにより、保護者の子どもの権利学習の認知を高めるとともに、子どもの権利に対する理解を深める。	・小・中学校9年間の義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。	・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において「えがお」での学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。  【えがおの結果、持帰り】 年1回	○	・学習結果を家庭で共有することで、子どもの権利について、保護者の認知や理解を深める一助となった。	→	・義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家庭内で共有してもらえよう促し、保護者を含めて子どもの権利についての認知や理解を深めていく。  【えがおの結果、持帰り】 年1回	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
5			人権都市宣言の啓発	平成20年12月18日に行った人権都市宣言について、市民に広く周知・発信する。	市民及び企業等の人権意識を向上させる。	広報紙等の様々な媒体を利用して、人権都市宣言の周知を図る記事を掲載	年3回 ・広報紙1回 ・町内回覧板での広告 ・HP掲載	年3回	目標を達成することで、市民が人権都市宣言の趣旨を理解し、人権感覚の向上が見込まれる。	・これまで同様、広報上越や市ホームページへの掲載、FM上越での啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配布し、啓発していく。	・広報上越12月1日号や市ホームページへの掲載、FM上越での啓発(12月3日実施)のほか、人権・同和問題に関する市民セミナーや企業研修会の参加者に啓発リーフレットを配布するなど、人権都市宣言について市民に周知した。	○	・地道な取組ではあるが、市民及び企業等の人権意識の向上を図るため、あらゆる媒体や機会を捉えて、今後も人権都市宣言を啓発していく必要がある。	→	・これまで同様、広報上越や市ホームページへの掲載、FM上越での啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配布し、啓発する。  【発信回数】 年3回	0	第4次人権総合計画	共生まちづくり課
6		拡	地域人権懇談会	人権総合計画に基づき、13区在住の市民が、同和問題に対する正しい認識を持ち、併せて「女性」、「子ども」、「障害者」、「外国人」など様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施する。	人権・同和問題についての関心や理解を、地域間の格差が生じないよう、市民全体に深めていく。	各区単位で開催する地域人権懇談会の実施回数及び参加者数	年2回・52人	年2回・60人 (13区を7年で一巡)	目標を達成することで、人権問題について、市内の各地域における意識格差が解消され、市民の人権感覚の向上が見込まれる。	・新たに町内会長ハンドブックで事業を紹介するとともに、引き続き、民生委員・児童委員協議会や人権擁護委員協議会などに対して、開催を促すチラシを配布し、事業を紹介していく。	・板倉区・浦川原区の民生委員児童委員協議会や大島区の自主防災組織、民間事業所で開催(8回、221人)し、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者などの人権問題について、参加者から理解を深めてもらうことができた。	○	・地域での開催実績が増え、またアンケートによる参加者の満足度も高いことから、着実に市民の人権意識の向上につながっていると考える。	→	・引き続き、開催を希望する町内会や団体等の事業や会議に合わせ、人権啓発DVDを上映し、参加者の人権問題に対する理解を深める。  【実施回数】 年5回	0	第4次人権総合計画	共生まちづくり課
7			人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	1年間の小学校区における講話会の開催数	年17回	年17～18回(市内52小学校区を3年で一巡)	講話会を3か年で市内全小学校区を一巡することを継続することから1年17～18回としたもの。	・人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内17小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。	・計画どおり17校で開催し、585人が参加した。	○	・開催小学校区で、地域青少年育成会議等の地域団体から協力を得ることにより、地域住民からも参加してもらうことができた。今後も継続して開催していく。	→	・人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内17小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。  上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	0	上越市総合教育プラン第三次人権総合計画	社会教育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度					
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (長所・短所・ア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課		
		8		人権に関する図書・ビデオの 周知及び貸し出し	同和問題をはじめとする人権問 題に対する市民の正しい理解と 認識を深め、差別意識の払拭を 図るため、人権に関する図書及び ビデオの貸出を行う。	同和問題をはじめとする人権問題 に対する市民の正しい理解と認識 を深め、差別意識の払拭を図るた め、人権に関する図書及びビデオ の貸出を行う。	図書及びビデオの貸出 件数 周知の方法	年22件 (ビデオ4件、図書18冊)	年40件	過去5年間の実績から計算した貸出回 数を目標として設定したもの。市民の 正しい理解と認識を深めるために、一 人でも多くの方から利用いただく。	・人権に関する図書等の貸 出を通じて、同和問題をはじめと する人権問題に対する市民の正しい 理解と認識を深め、差別意識の払 拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会 で事業の一層の周知を行い、利用 増加に努める。	・人権に関する図書等の貸 出を通じて、同和問題をはじめと する人権問題に対する市民の正しい 理解と認識を深め、差別意識の払 拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会 で事業の一層の周知を行い、利用 増加に努める。	○	・当課で所蔵している ビデオの貸出は少 なかったものの、視 聴覚ライブラリーが 所蔵するDVD等の 貸出が昨年度よりも 35件増であった。今 後は、DVD啓発映像 教材の紹介も検討し ていく。	→	・人権に関する図書等 の貸出を通じて、同和 問題をはじめとする人 権問題に対する市民の 正しい理解と認識を深 め、差別意識の払拭を 図る。 ・ホームページ、現 地学習会で事業の一層 の周知を行い、利用増 加に努める。 【貸出件数】 年40件	30	上越市総合 教育プラン 第三次人権 総合計画	社会教育 課
2 子どもの権利の教育と学習の推進						【評価指標】子どもの権利条例の認知度(子ども) 31%⇒51%													
						【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(子ども) 39%⇒62%													
						【評価指標】「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 43%⇒72%													
		1	拡	子どもの権利学習の実施	子どもの権利学習教材「えがお」 を使用した子どもの権利学習を市 内の公立全小中学校の授業に取り 入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自 身が正しい知識を持ち、権利を尊 重する意識と行動を身につける。	小・中学校すべての学年 で「えがお」を使用した子 どもの権利学習を実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝1年生のみ実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝全学年で実施	小・中学校すべての学年において、子 どもの権利に関する授業を継続して実 施することで、子ども自身の子ども の権利の認知を高めることができる。	・市立の全小中学校におい て子どもの権利学習テキスト 「えがお」を用いた権利学習 を実施する。これまでと同 様、学習結果を家庭に持ち 帰ることで、家庭における子 どもの権利学習の認知を高 めていく。  (これまで中学校1年生まで の7年間だった「えがお」に よる子どもの権利学習を、平 成29年度からは中学校3年 生までの9年間行うこととし た。今後も継続して実施す る)	(再掲) ・11月～12月にかけて、市立小 中学校全学年において「えがお」 での学習ができるよう、資料を小 中学校に配布した。  【えがおの学習】 年1回…小中学校全学年で実 施	○	・義務教育9年間を 通じて子どもの権利 学習を継続して行う ことで、子ども自身が 子どもの権利に関す る認知を高める取組 ができていく。	→	・市立小中学校におい て子どもの権利学習テ キスト「えがお」を用 いた権利学習を実施す る。  【えがおの学習】 年1回…小中学校全 学年で実施	0	上越市子 ども・子育て支 援事業計画	こども課
		2		保育関係職員(児童福祉施 設含む)に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐 待・いじめの早期発見など、職員 の資質向上のための研修を実施 する。	子どもの権利に配慮した対応、虐 待・いじめの早期発見など、子 どもと関わりが深い保育関係職員 (児童福祉施設含む)の資質向上 を図るとともに、保育関係職員 全体の子どもへの権利に関する理 解を深める。	研修会参加者数	各保育園(施設)1人以上	各保育園(施設)1人以上	毎年、全保育園の職員1人以上(5年 間で約320人)が研修に参加するこ とで、保育職員全体の子どもへの権利 に関する理解を深めていく。	・年度の早いうちに実施し、 各園等において年間を通し 継続的にすべての職員が子 どもの権利に配慮した対応 ができるようになる。 ・講師：上越教育大学准教授 吉澤千夏様「子どもの権利は誰 のもの？」 ■保育関係職員51人 ■市関係課職員23人 ・市内すべての保育園、幼稚 園、認定こども園、公立・市立子 育てひろばに周知したが園行事 等の都合により欠席者もあった。  【保育園等の参加】 51/71施設	○	・研修結果を各園、 各課等へ持ち帰り、職 場内で共有を図るこ とで職員全体の子 どもの権利に関する理 解を深めることがで きた。	→	・6月21日に実施し、各 園等において年間を通 し継続的にすべての職 員が子どもの権利に配 慮した対応ができるよ うにする。 ・市内すべての保育 園、幼稚園、認定こども 園、公立・市立子育て ひろばに周知し参加を 促す。  【保育園等の参加】 68/68施設	16	上越市子 ども・子育て支 援事業計画	こども課	
		3		教職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐 待・いじめの早期発見など、職員 の資質向上のための研修を実施 する。	子どもの権利に配慮した対応、虐 待・いじめの早期発見など、子 どもと関わりが深い学校教職員の 資質向上を図るとともに、学校教 職員全体の子どもへの権利に関 する理解を深める。	研修会参加者数	市内公立小中学校1人 (74人)以上	市内公立小中学校1人 以上	毎年、全小中学校の教員1人以上(5 年間で約370人)が研修に参加するこ とで、学校教職員全体の子どもへの権利 に関する理解を深めていく。	・今日、LGBTなど「性的マイ ノリティ」の子どもの理解に 対して急務である。「上越市 子どもの権利条例」に掲げら れている「自信を持って生き る権利」に則り、多様性を尊 重した一人一人を認め合う 学校づくりにつながる研修を 実施する。	○	・子どもを取り巻く今 日、LGBTなど「性的 マイノリティ」の子 どもへの理解と対応が急務 である。「上越市子 どもの権利条例」に掲げら れている「自信を持って 生きる権利」に則り、多 様性を尊重し、子ども たち一人一人が「自信を もって生きる」ことが できる学校づくり、向 けて「性」と「生」を考 える研修を市内公立小 中学校1人以上参加で 実施する。	→	・今日、LGBTなど「性 的マイノリティ」の子 どもへの理解と対応が急 務である。「上越市子 どもの権利条例」に掲げ られている「自信を持 って生きる権利」に則 り、多様性を尊重し、 子どもたち一人一人が 「自信をもって生きる」 ことができる学校づく り、向けて「性」と「 生」を考える研修を 市内公立小中学校1人 以上参加で実施す る。	15	上越市総合 教育プラン 上越市子 ども・子育て支 援事業計画	学校教育 課(教育セ ンター)	
		4		市職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、各 施策への反映など、子どもと関 わりが深い関係課職員の資質上 に対し、資質向上のための研修 を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、各 施策への反映など、子どもと関 わりが深い関係課職員の資質上 を図るとともに、市職員全体の子 どもの権利に関する理解を深め る。	研修会参加者	各関係課から1人	各関係課から1人	各関係課の参加職員が課の職員に周 知を図ることで、市職員全体の子ども への権利に関する理解を深めていく。	(再掲) ・年度の早いうちに実施し、 各園等において年間を通し 継続的にすべての職員が子 どもの権利に配慮した対応 ができるようになる。 ・講師：上越教育大学准教授 吉澤千夏様「子どもの権利は誰 のもの？」 ■保育関係職員51人 ■市関係課職員23人  【関係課から参加】 13/13課	○	・研修結果を各園、 各課等へ持ち帰り、職 場内で共有を図るこ とで職員全体の子 どもの権利に関する理 解を深めることがで きた。	→	・6月21日に実施し、各 園等において年間を通 し継続的にすべての職 員が子どもの権利に配 慮した対応ができるよ うにする。  【関係課から参加】 13/13課	(再掲)16		こども課	
		5		上越市学校同和教育推進協 議会による取組	部落差別をなくし、真に人権尊重 の社会を実現するために、同和 教育に関する研究協議を行い、 上越市立幼稚園、小学校、中 学校の同和教育推進に資する取 組を行う。 ・市教委学校訪問での指導(年1 回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の 改善(副読本と手引きの活用)等	部落差別を無くし、真に人権尊 重の社会を実現するために、同和 教育に関する研究協議を行い、上 越市立幼稚園、小学校、中 学校における同和教育の推進に資 する取組を行う。 次の、研究協議を行う。 (1)研修、啓発活動推進に関する 事項 (2)情報の提供・交換に関する事 項 (3)その他必要な事項	年間指導計画の改善・研 修授業の実施校数	市内公立全小中学校(74 校)	市内公立全小中学校	人権教育、同和教育を着実に進める ために、各校における研究授業や実 践に基づく年間指導計画の見直しと改 善が必要であるため。	・平成30年度市学校教育重 点説明会において、目指す 「人権教育、同和教育」をす べての小中学校に明確に伝 達する。 ・人権教育、同和教育に係 る授業について「同和教育 研究指定地区」の指定校で の共同参観授業公開。	○	・授業改善訪問等を 通じて人権教育、同 和教育の推進を図 る。	→	・平成31年度市学校教 育重点説明会におい て、目指す「人権教育、 同和教育」をすべての 小中学校に明確に伝達 する。 ・人権教育、同和教育 に係る授業について「同 和教育研究指定地区」 の指定校での共同参観 授業公開。	990	上越市人権 総合計画	学校教育 課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度					
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課		
		6	同和教育研究指定地区制度による同和教育の取組	同和教育研究指定地区制度に基づき、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させる。	同和教育研究指定地区制度に基づいて、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させるため。	実施中学校区数	毎年3～4中学校区を指定	5年間で新たに16中学校区を指定(7年間で全中学校区を指定)	7年間で全中学校区を指定することによって、市内すべての子どもが小中学校区に通う間に指定研究の取組の対象とする。	・地区指定2年目の安塚中・三和中学校区、春日中学校区、1年目の中郷中・板倉中学校区、城北中学校区による研究推進 ・成果発表研修会の実施。 ・「学校同和教育研修資料(その38)」の刊行。	・「同和教育研究指定地区制度」2年目の三和中学校区及び春日中学校区、同指定地区1年目の中郷中・板倉中学校区及び城北中学校区による研究を推進した。 ・成果発表研修会(H31年2月13日)に121名が参加、成果を「学校同和教育研修資料(その38)」として集大成し刊行した。	○		・「同和教育研究指定地区制度」による同和教育の推進。 ・成果発表研修会の実施。 ・「学校同和教育研修資料(その39)」の刊行。	→	・「同和教育研究指定地区制度」2年目の中郷中・板倉中学校区及び城北中学校区、指定地区1年目の名立中学校区・潮陵中学校区及び城東中学校区による研究推進する。(市内全中学校指定について、今年度をもって2巡目が終了する予定) ・成果発表研修会の実施。 ・「学校同和教育研修資料(その39)」の刊行。	990	上越市総合教育プラン 上越市人権総合計画	学校教育課
		7	学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	学校における人権教育の推進のため、教師自身の意識を高め人権感覚を磨く研修会の開催や、研究会についての情報提供が必要であるため。	研修会等参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	研修内容を各校に持ち帰り実践に生かす。	教職員のニーズに応じて、教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画する。夏期研修3講座、冬期研修3講座を予定する。	・センター主催カウンセリング研修会：夏期研修3講座98人受講。冬期研修3講座174人受講。 ・受講者アンケート「学校ですぐに役立つ内容であった」における肯定的評価は、夏期講座、冬期講座ともに99%であった。	○		・教育相談、特別支援教育各2回、学級経営、生徒指導各1回と学校現場のニーズに応える6講座を開設、高い評価を得た。演習やロールプレイ等も取り入れ、体験を通して学ぶことができたこと好評であった。 ・発達障害、カウンセリング、SST、不登校の講座へのニーズが高いことを踏まえ、講座の設定を工夫する。	→	教職員のニーズに応じて、教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画する。夏期研修3講座、冬期研修3講座を予定する。	325	上越市総合教育プラン	学校教育課
2 子どもの権利を大切にできる環境づくり																			
3 子どもが健やかに成長するための取組の推進																			
【評価指標】地域が安全で安心して暮らせると感じる子どもの割合 97%⇒97%以上																			
【評価指標】地域の行事などに参加する子どもの割合 75%⇒78%																			
1			ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学生を対象にボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。	子どもボランティア活動に関する効果的な情報発信回数	年1回	年1回	ボランティアの意義や大切さを伝え、参加を促すことにより、市民が主役のまちづくりの推進に寄与する。	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	・ボランティアの理解を深めるため、夏休み前の7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。たよりに見て65人が掲載したボランティア・イベントに参加した。 ・市民活動団体が参加するイベント会場で、来場した小・中学生に対し、体験ボランティアの情報発信を行った。	○		・ボランティア・イベント参加者数がH29年度の10人から大幅に増加した。「ボランティアだよりキッズ」に掲載したイベントの増加に起因したものと考えられるが、引き続き参加者数の増加を図る必要がある。	→	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	143	上越市子ども・子育て支援事業計画	共生まちづくり課
2	追		学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。	・年度末に取りまとめる各学校運営協議会の取組情報 ・学校運営協議会代表者懇談会等の情報交換会	すべての公立小中学校で実施	すべての公立小中学校で実施	学校運営協議会の運営により、学校が家庭や地域と連携して子どもをよりよく育てることができる環境づくりを進める。	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の自主性・主体性を高める観点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	・すべての公立小中学校で取組を実施した。 ・9月に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、「自立した地域を目指して」をテーマに研修を行った。また、文部科学省から講師を招いて国の施策説明や学校と地域の役割分担の取り組み例等を学んだ。 ・地域が主体となりながら、地域と学校が協働しながら活動している実践発表を行ったほか、校種や学校規模を考慮したグループ別の情報交換を行った。	○		・学校運営協議会制度を導入して7年が経過し、教育課題の解決や地域との実働・協働が進み、取り組みが充実してきた。(アンケート結果肯定的評価99%) ・委員の主体性が発揮されているかについては上記の評価に比べてやや低いため、会の運営方法の工夫や研修で学んだことが実践できるような研修内容にしていく。	→	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の主体性や参画意識を高める観点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。これを、すべての公立小・中学校で実施する。	5,074	上越市総合教育プラン 上越市子どもの権利基本計画	学校教育課
3			職場体験等の実施	地域社会への参加、社会性や望ましい勤労観、職業観を育む学習の一環として中学生を対象に職場体験、地域の見学等を行う。	職場体験の受入れ体制など教育条件の整備・充実を図り、キャリア教育の一環としての職場体験を通して、望ましい勤労観、職業観を育み、働くことの意義や自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てる。	ゆめチャレンジ事業で職場体験を実施	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	地域社会への参加体験を行うことで、子ども自身の社会性や望ましい勤労観、職業観を養う。	・産業振興課と連携し、各中学校区を中心とした新規事業所開拓を進めていく。 ・担当者研修会、受入れ事業所説明会において、事前事後指導や体験内容について情報交換・情報提供する場を設け、活動の充実を図る。	・上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会を中核に、推進部会や担当者研修会、受入れ事業所説明会を実施し、活動の意義、事前事後指導の在り方について確認と共通理解を図った。 ・受入れ応募558事業所のうち、520事業所で全22校の中学校2年生1,548人が5日間の職場体験を実施した。	○		・受入れ事業所が減少傾向にあるため、新規事業所開拓を進めていく必要がある。 ・学校により職場体験の成果に差が見受けられるため、担当者研修会や受入れ事業所説明会の内容を工夫する必要がある。	→	・産業政策課と連携し、各中学校区を中心とした新規事業所開拓を進めていく。 ・担当者研修会、受入れ事業所説明会において、事前事後指導や体験内容について情報交換・情報提供する場を設け、活動の充実を図る。	710	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課
4			謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに関心を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)	・募集定員に対する申込率 ・参加者の事業終了後の自己目標達成度	・募集人数に対する申込率 1,233人(申込件数)/864人(募集定員)=143%	毎年の募集人数に対する申込率が上回っていること。	・児童が興味を持つ内容の体験活動が提供できているかどうかを図る目安として、募集定員に対する申込率としたもの。 ・体験活動への参加を通じて「自己目標の達成度」をアンケートを通じて確認し、事業の実効性を図る。	・各講座において、なるべく多くの児童が参加できるように講座数の改善を行うとともに、上越市との関係性をより強調できるよう内容を検討して実施する。	・定員に対する申込率≒210%(申込人数1,256人/定員597人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%、講座に参加した満足度99%、上越市への興味度93%	○		・地域の特色について、より深く理解できるような学びの機会を提供し、取組を継続する。 ・未来を支える人づくりのために必要となる取組を検討する必要がある。	→	・講座編成の見直しを行い、一部の講座を廃止するとともに、急速に進む情報化社会に対応するため、上越教育大学と連携した講座を新規に開設する。【定員に対する申込率】100%	2,848	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市食育推進実施計画 人権総合計画	社会教育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度					
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課		
		5		学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みや課題を共有し、自己の課題解決につなげる。	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力のもと、保護者が多く参加する保育参観や学習参観などの各種行事に合わせて実施する。	・28地区すべての公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマとした講演会を実施した。 ・定員989人に対して申込人数936人。定員に対する申込率は94%	△	・保護者のほか祖父世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。今後も継続して開催していく。	→	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力のもと、保護者が多く参加する保育参観や学習参観などの各種行事に合わせて実施する。 【定員に対する申込率】100%	267	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		6		青少年健全育成センター事業	街頭指導や環境浄化活動を通して、防犯や非行防止の呼びかけを行い、青少年の健全育成を推進する。	青少年の健全育成、非行防止を図るため、市内を巡回し青少年への声かけによる街頭指導を行う。	青少年健全育成委員が街頭指導「愛の一声運動」で、あいさつを含めた声かけの回(人)数 ※内容について、あいさつの数は増加に、注意指導の数が減少することが望ましい	年間4,983回(人) 注意・指導623回(人)	年間6,000回(人)以上	青少年へ声掛けをすることにより、地域で見守っている大人がいるという安心感を持たせ、非行防止につなげるもの。※回(人)数はあいさつ、注意・指導の合算で延べ人数。	・街頭指導の充実策としての「愛の一声運動」8,000人以上を目標に取り組む。 ・困難を抱える若者支援の啓発及び本人・保護者への支援活動に積極的に取り組む。	・街頭指導における育成委員声掛け回数は延べ11,691回(人)、注意・指導回数は494回(人)であり、愛の一声運動を推進できた。 ・街頭指導や若者支援のための研修を実施・参加し、資質の向上に努めた。年間4回実施し、延べ参加人数は156人であった。	○	・通常の街頭指導に加え、青色パトカーによる巡回指導を強化したため、声かけや注意・指導数が増えた。また、研修の充実により街頭指導の意義や役割についての認識が浸透しつつあり、成果も上がっている。今後も研修と実践を継続していく。 ・若者育成支援が課題になっている。研修や支援活動を通して、更に取組の推進を図っていく。	→	・引き続き街頭指導による8,000人以上への声かけを目標に取り組む。 ・困難を抱える若者支援のため、相談活動の充実により街頭指導の充実や上越市親の会での保護者支援等に積極的に取り組む。	2,332	上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		7		地域青少年育成会議	中学校区単位で設置されている青少年育成会議が、地域の青少年育成に主体的に関わり、学校等の教育機関と連携し、地域の総合的な教育力の向上を目指して地域の特色を活かした活動を行う。	地域の子どもは地域が育てることに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	コーディネーターの資質向上のための研修会実施数	年4回	年4回	育成会議の活動の中核となるコーディネーターの資質向上により、育成会議の活発化と地域での教育力の向上が期待できるため。	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	・計画どおり年4回研修会(うち自主的開催2回)を実施した。 ・7月10日 新任者研修(19人参加)、10月2日 実務研修会(自主的:25人参加) ・7月14日 青少年健全育成県民大会(実践事例発表兼ねる)、3月9日 柿崎、頸城、吉川のコーディネーター交流会を実施(自主的)	○	・自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーター自身が必要とする内容で研修会(自主開催を含む。)を年4回実施できるよう協議を進める。	→	・コーディネーター委員会等の場で、コーディネーター自身が必要とする内容で研修会(自主開催を含む。)を年4回実施できるよう協議を進める。	3,921	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	社会教育課
		8		安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害にあわないための知識を習得させ、市民生活の安全・安心の確保を図る。	開催回数	幼稚園・保育園・認定こども園 =37園中36園で実施 小学校=53校中45校で実施(未開催の学校は学校独自で実施)	幼稚園・保育園・認定こども園 =申込のあった園に対し100%実施 小学校=申込のあった学校に対し100%実施	安全教育指導員を派遣し、自らの身を守るための方法などを指導している。幼・保は全園の半数を毎年の対象園として希望園に対して実施している。小学校は1年生を対象学年とし毎年希望校に対して実施している。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し、安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	・幼稚園、保育園に対し防犯教室の開催を周知し、希望園で親子教室・防犯教室・交通安全教室を実施した。(延べ69園) ・希望する小学校に対し、1年生対象の児童防犯教室を実施した。(47校)	○	・子どもの安全確保には、親の日頃からの指導・監督が重要であることから、今後も親子教室を継続実施する。 ・専門性を有する指導のため、保育園や幼稚園及び小学校を対象とした防犯教室を実施する。	→	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し、安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	4,358	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課
		9		安全安心まちづくり推進パトロール	犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、児童・生徒の下校時間帯を重点にした市の青色回転灯パトロール車15台による巡回を行う。	街頭犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図るため、パトロールを実施する。	青色パトロール車16台による、ながらパトロールの実施回数	実施時間数(年間) 1,055時間 実施回数(年間) 16台で762回の運行	週1回以上	青色パトロール車の許可条件である週1回以上の運行を行う。パトロールにより、防犯意識の啓発を図る。	週1回以上のパトロールを継続する。	・木田庁舎2台、各総合事務所1台の合計15台でパトロールを実施した。 ・実施回数:2,015回(週平均2.4回)	○	・週1回以上のパトロールを実施することができた。今後も週1回以上のパトロールを実施する。	→	週1回以上のパトロールを継続する。	4,358	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課
		10		拡安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サルの出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑制する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。	安全メール登録者数(件)	5,876件	6,200件	登録件数を増やすことで、市内で発生した犯罪、災害、交通事故等の被害の連鎖を抑制する。	・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	・登録者数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯講話等の際に周知を実施した。 ・登録者数:11,417人	○	・引き続き登録者増加に向け、様々な機会を通じ広報を行う。	→	・登録件数を14000人以上とする。 ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	500	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課
		11		110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求める子どもを発見した場合に警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。	協力車登録台数	4,536台	毎年、前年度より登録台数が増加	協力車の登録台数の増加により、犯罪の抑止につなげる。	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	・登録台数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯講話の際に周知、庁用車への協力依頼を実施した。 ・新規登録台数:156台 ・累計登録台数:5,334台	○	・広報上越、防犯講話での広報活動を実施するとともに市所有の庁用車に対し、協力依頼をしたことで増加となった。更なる広報活動を実施する。	→	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。 ・累計登録台数を5480台とする。	0	上越市みんなが防犯安全安心まちづくり推進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	市民安全課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度					
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課		
4 誰もが等しく権利を享受するための支援										【評価指標】必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合 12%⇒6%									
		1	こども発達支援センター (児童発達支援事業)	乳幼児の発達及び発育を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達を促す療育サービス等を提供する。また、日常生活場面で障害等を理由に活動や参加が制約されることがないようにその子なりの活動参加に向けた環境調整等を図る。	事業が日常生活の生きる力につながるよう、関係者と方向性を共有した中で支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画の作成割合	100%	100%	療育サービスを提供する乳幼児に対し個別支援計画(親や在籍園等と共有)を作成し、定期的に内容を評価していくことで、子どもを中心とした一貫した支援に繋げていくことができるため。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	・療育登録児にかかる個別支援計画を保護者や園等と情報共有しながら100%作成することで適切な療育サービスを提供することができた。	○	・今後とも、保護者や園等との情報共有及び連携を図り、適切な支援計画の作成と療育サービスの提供を実施していく。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を100%作成する。	15,553	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	こども発達支援センター		
		2	孤 児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	広報紙による制度の周知回数	年1回	年2回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者の申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・法改正に伴い、平成30年8月分～の手当額について、本人所得にかかる手当額算定の制度拡充を行う。	・離婚や死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 【制度周知】 年2回…広報上越8月1日号、12月15日号に掲載。	○	・市民課等と連携し、ひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・引き続き、申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	779,273	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課		
		3	孤 子ども医療費助成事業	入院、通院ともに0歳から中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。 ※平成28年9月より、対象者を高校卒業までの子どもに拡充した。 ※平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化した。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的な負担を軽減する。	申請漏れ件数	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	0件 住民票異動リストとの突合により確認する	対象となるすべての子どもが医療機関を受診しやすい環境を整える。	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・引き続き、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。 ・上記対応により申請漏れを防ぐ。	728,491	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課		
		4	追 孤 ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため医療費助成を行うとともに、母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成する。	医療費助成を行うことで、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減する。 合わせて、ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。	制度の周知回数	年2回	年4回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者・未利用者の申請を促す。	・引き続きハローワークとも連携しながら、就業支援PRを行っている。新規申請者及び現況届出時「無職」や所得の低いひとり親に対し、就業支援を働きかけていく。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、平成30年9月からの子ども医療費助成の拡充に伴い、随時周知を図る。	・受給者への各種通知の際に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(7月現況届書類送付、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを随時配布した。 ・自立支援プログラム作成: 2件 ・自立支援教育訓練給付金:3件 ・高等職業訓練促進給付金:5人 ・平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化した。 【制度の周知回数】 年4回…7月現況届案内時、広報上越8月1日号、10月現況届結果案内時、3月児童扶養手当額改定案内時	○	・制度の周知回数は目標達成しているが、昨年度より自立支援プログラムの作成件数は伸びなかった。これは、児童扶養手当受給者がハローワークが行っている就業促進事業を利用していることがうかがえる。(ハローワークの同業における就職件数が目標70件、実績見込み59件) ・就労を希望するひとり親は、市よりハローワークが行う就業支援を優先して受け、就労に至る傾向があると考えられる。	※①新規申請時 ②現況届受付時 ③出張ハローワーク ④現況結果通知時	99,173	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課		
		5	私立幼稚園教育振興事業	公立・私立間の保護者負担の格差を正すを図り、もって私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者へ助成を行う。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるように、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。	申請漏れ件数	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	公立・私立間の負担均衡を図ることを目的としているため、周知不足を理由とした申請漏れによる補助金未受給を無くす必要があるため	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	・幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	○	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	84,912	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	教育総務課		
		6	就学支援委員会	・特別な教育的支援を要する児童生徒の自立と共生を目指す特別支援教育を推進する。 ・特別な教育的支援を要する幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図る。 ・幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援方針についての提言を行う。	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図る。 幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援方針についての提言を行う。	管理職や就学相談員に実施	実施	継続実施	管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援方針を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行ったりすることができるため。	・管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援方針を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行う。	・就学相談員研修を1回、新任就学相談員研修を1回、検査専門相談員を対象とした研修を2回実施し、知識・技能を高めた。 ・昨年度より29件幼児の就学相談が増えたが、就業アドバイザーやこども発達支援センターとの連携で、円滑な支援が行えた。	○	・就学相談の件数が増加傾向にあり、就学相談員への負担が増している。	・管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援方針を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、合意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行う。	6,276	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課		
		7	特別支援学級	小・中学校に特別支援学級を設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	就学支援委員会の判断	実施	継続実施	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	・就学支援委員会の判断を基に就学相談により、個々の児童生徒の状態に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、専門性を高めることができた。 ・介護員を配置し、特別支援学級での教育活動が、安全かつ一人一人の実態に即した支援ができた。	○	・支援方法や自立活動への意識が高まってきているが、一人一人の実態に即した授業による学習を明確にするなど工夫が必要である。	・就学支援委員会の判断を基に就学相談により、個々の児童生徒の状態に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	100,091 40,052	学校教育課			

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度				
						指標単位	H26現況値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか) 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
		8	学習指導支援事業	教育補助員や介護員配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた職員配置人数	教育補助員72人(小中) 介護員71人(小中)	教育補助員67人 介護員69人 ※特別な支援を要する児童・生徒数が児童・生徒の総数に比例して減少傾向にあり、教員補助員・介護員の配置人数も減少	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた教育補助員・介護員を適正配置することで、きめ細かい指導を行う。	・特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じ、教育補助員・介護員を適正配置することで、きめ細かい指導を行う。	・年2回の研修会を行い、支援方法等の知識や技能を高めることができた。 ・教育補助員74人、介護員79人、学校看護師1人を配置した。	○	・学校からの要望調査では、支援の必要な児童生徒数に対して教育補助員の人数が不足していることから計画的に増員していく必要がある。	→	・特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じ、教育補助員を89人、介護員を80人配置し、きめ細かい指導を行う。	112,379 64,415 100,091 40,052		学校教育課
		9	奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	学資の貸付を通じ、教育の機会均等を図る。	制度周知回数	年1回	年1回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	・制度の周知を徹底する。 ・周知方法:学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの登載。 ・周知回数:年3回	・新規貸付者:8人 ・累計貸付者数:25人 (大学院2人、大学12人、短大1人、専門学校2人、高校8人) ・周知回数:奨学金募集のタイミングで、広報上越、ホームページでの周知に加え、市内の中学・高校をはじめ近隣市の高校、県内および近隣県の大学、専門学校等95余りの学校等に募集要項の配置を依頼した。また、県奨学金ガイドにも掲載した。合計周知回数:3回 ・制度拡充:より魅力ある制度とするため、下記のとおり制度を拡充し、H30年度より施行した。 ①・成績基準、所得基準、貸付金額、返還期間の拡充 ②・予約募集、入学準備金の新設	○	・制度を拡充したことで、制度の対象となる人が増加した。制度を必要としている人が漏れなく申請できるようにするため、今まで以上に制度の周知を徹底する必要がある。	→	・制度の周知を徹底する。 ・周知方法:学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの登載。 ・周知回数:年3回	51		学校教育課
		10	就学援助費補助事業	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	制度周知回数	年3回	年3回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	・年3回(4月、9月、1月)に市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	○	・制度の周知を徹底し、援助が必要な児童生徒に援助費を支給し、経済的支援を行うことができた。	→	・年3回(4月、9月、1月)に市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	92,267 85,756	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課	
		11	拡 通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数	1回	2回	学校経由で制度周知を図り、確実に対象地域の児童・生徒の通学補助申請ができるようにする。	・学校を通した制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	○	・対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒への通学補助ができるようにするため、引き続き学校を通して、制度の周知を実施する。	→	・学校を通した制度の周知(年2回)を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	20,926 31,246	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課	
		12	上越市自立支援協議会の運営	障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行う。 ・協議会に子ども関連の部会を設置し、幼児期から学童期までの課題について検討する。	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向けた事業を実施する。	子ども関連部会における目的の達成度	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目標が達成されることで、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。	・自立支援協議会において、障害児福祉計画に定めた障害児支援体制の整備に関する検討を進めるほか、引き続き、障害児の保護者に対する意識啓発の継続的な実施について検討を進めていく。	○	・平成30年度は、障害児の支援に対して、運営調整会議の中で、課題や検討の方向性について協議を行った。 ・平成31年度は整理した課題に対して、障害児支援に係る専門部会を設置し、集中的な検討を行う予定としている。	→	・放課後等デイサービスの利用相談があった場合に、改めて目的を周知し、関係者間での共有を図る。 ・自立支援協議会において、障害児に関する専門部会を設置し、特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性を含め、障害児にとって必要な支援の検討を行う。	213	上越市障害者福祉計画	福祉課	
		13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性の高い窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施した。【受給者数】101名(H31.2定例支払分)	→	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度の周知徹底を図る。	130,145	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課	
		14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないか、職員間で確認する。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	・対象となる方が申請漏れとならないよう、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度の周知徹底に努める。	○	・該当になりそうな児童の保護者に対して、保健師や医療機関の相談員等関係機関と連携を図りながら、制度の周知を徹底することができ、職員間での確認もできた。	→	・対象となる方が申請漏れとならないよう、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度の周知徹底に努める。	なし	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課	
		15	通所交通費の助成	施設等へ定期的に通所する市内に住所がある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成する。	市内に住所がある児童の保護者に対し、通所交通費に係る経済的負担を軽減することにより、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようにする。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	通所利用者への申請時の声掛け	継続実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	・チラシを作成し、小児科の待合場所等に掲示してもらい情報提供を行う。また、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	○	・既に制度を利用されている方について、申請漏れがないよう、他の福祉サービスを申請される際に声かけを行い、窓口において周知を図るよう努めた。 ・利用件数:1,237件	→	・チラシを作成し、小児科の待合場所等に掲示してもらい情報提供を行う。また、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	4,050	上越市障害者福祉計画	福祉課	
		16	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を促進する。	活動の提供場所	障害児日中一時支援事業による活動の場の提供	指定放課後等デイサービス事業所による活動の場の提供	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	○	・放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。 ・利用人数:27人	→	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	2,840	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課	

基本目標	基本施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度				
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか) 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課	
<b>3 子どもの権利の侵害からの早期救済</b>																		
<b>5-① 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(いじめ)</b>						【評価指標】いじめを受けたとき、相談できなかった子どもの割合 35%⇒11%												
<b>重点施策</b>						【評価指標】市のいじめ対応について満足していない人の割合 25%⇒12%												
	1	新		いじめ問題対策協議会の運営	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため。	協議会開催回数	なし	年2回開催し、啓発や対策の評価と改善を行う	関係機関の取組計画と取組状況、成果や課題を共有し、常に有効な取組を推進するため	いじめ問題対策連絡協議会を年2回行い、上越市のいじめ問題の課題を共有し、関係機関の連携を深める。	5月に第1回いじめ問題対策連絡協議会を開催。上越市いじめ防止基本方針の確認、情報共有等を行った。 2月に第2回いじめ問題対策連絡協議会を開催し、上越市いじめ防止基本方針改正の方向や上越市のいじめ実態について情報交換を行い、各機関の成果と課題を明らかにできた。	○	いじめの防止啓発、早期発見・早期解決のために、今後も関係機関が上越市のいじめ問題の課題を共有して連携できるように、事例検討などを協議に取り入れるようにする。	いじめ問題対策連絡協議会を年2回行い、上越市のいじめ問題の課題を共有し、関係機関の連携を深める。	37	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課
	2	新		いじめ防止対策等専門委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ防止対策等専門委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を効果的に行い、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査などを行う。	いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究するため。 ・重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	いじめ防止等のための教育委員会の取組の審議及び、重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生したとき、調査を行う。 また、年1回、委員会を開催し、次年度の、いじめ未然防止や早期発見、早期解決に係る施策について審議する。	○	今後も、重大事態が発生した時の調査、いじめ問題解決を目指し具体的な事例に即して、専門的知見から検討できるようにする。	いじめの重大事態が発生したとき、調査を行う。 また、年1回、委員会を開催し、次年度の、いじめ未然防止や早期発見、早期解決に係る施策について審議する。	290	上越市いじめ防止基本方針	学校教育課	
	3	新		いじめ問題再調査委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ問題再調査委員会」を設置し、法に規定する調査を行う。	いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	いじめの重大事態が発生しなかったため、委員会は開催しなかった。	○	「上越市いじめ防止基本方針」の改定について、いじめ問題再調査委員へ資料を送付し、内容の周知を行うとともに、意見提出について協力を依頼した。	現委員の任期が31.11.11までとなっているため、委嘱事務を行い、必要に応じて委員を選定する。いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う。	105 (事業費全体4,984千円のうち、委員報酬、費用弁償のみ)	上越市いじめ防止基本方針	総務管理課	
	4	追		教員の指導力向上	学級活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力向上を図るための研修会を企画・開催する。	児童生徒の自己肯定感や所属意識を高め、他を尊重する態度を高くむための指導力を高められるよう支援する。	研修会の実施回数	3回	3回	特別活動を中心に、子供の主体性を発揮させ、集団生活への満足度を高めるとともに自己肯定感を高めること、いじめを生まぬ土壌となる。そのため理論や方法論を実践から学ぶことが教師に求められているため。	学級活動の授業を参観・協議し、指導者の解説や講義を通じて学級の組織づくり、学級集団づくりについて実践的に学んでいくようにする。 ・研修会のねらいや意義を広く知らせ、参加者を増やす。	○	10月31日に中学校、11月7日に小学校を対象に計2回の学級づくり講座を実施。いずれも学級活動の授業公開・協議・指導者による指導を行った。(参加者総計:49人) このほかに、年間8回シリーズで学級担任として身に着たい組織づくりや学級づくりに関する生徒指導自主研修を実施した。(参加者数37名)	学級活動の授業を参観・協議し、指導者の解説や講義を通じて学級の組織づくり、学級集団づくりについて実践的に学んでいく研修会は教員の指導力向上につながる。参加者が少ないことが課題である。	40	上越市総合教育プラン 上越市学校教育実践上の重点	学校教育課(教育センター)	
	5			やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。 ※やすづか学園…小学4年生から中学3年生までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒が、いきいきと学園生活を営むことができ、自信を取り戻せるよう支援する。	運営費の補助	学園の継続(事業の継続)	学園の継続(事業の継続)	適正な運営がなされ、子どもたちの本来の元気を回復させ、在籍校への復帰や進学を支援していくため。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とよりよい運営体制を探る。	○	・在籍児童・生徒14人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・4人が修学し、希望する進路に進むことができた。	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行う。 ・就学する市内児童生徒に対しては、利用開始時負担経費などの補助を行う(教育委員会)。	18,000	上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課	
	6	追	拡	子どもに対する各種相談窓口の周知	子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。	子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。	「えがお」での相談窓口の周知 ・子どもほっとライン ・新潟県いじめ相談電話	実施 (平成26年度より相談窓口を追加記載)	継続実施	全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。	・小学校、中学校において「えがお」の学習を行い、「えがお」に掲載の相談先を子どもに周知する。	○	・市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所の周知を行った。	・相談先の電話番号を掲載したことで、相談先がわからず相談できない子どもへ情報提供ができた。	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
<b>5-② 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(虐待)</b>						【評価指標】子どもを虐待していると思う保護者の割合 13%⇒9%												
<b>重点施策</b>						【評価指標】市の子ども虐待対応について満足していない人の割合 19%⇒9%												
	7			上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携して虐待予防の啓発と早期発見に努めるとともに、情報を共有しながら保護者や関係者へ適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定を行い、重症度判定に基づいた指導・支援を行う。	○	・代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年205回実施(検討児童数237人)した。 ・代表者会議:1回実施 ・全体会議:2回実施 ・ブロック会議:14回実施	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定を行い、重症度判定に基づいた指導・支援を行う。	7,331	上越市子ども権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 人権総合計画	すこやかなくらし包括支援センター	
	8		拡	虐待予防の啓発活動	11月の虐待予防推進月間を中心に、啓発物品の配布、広報紙やホームページへの掲載により市民への意識啓発を行うほか、様々な機会を通じて虐待予防の啓発チラシを配布する。	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	周知の方法	広報紙掲載回数 年1回 啓発チラシの作成 なし	広報紙掲載回数 年1回 以上 啓発チラシの作成 実施	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載する。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置する。 ・虐待防止ハンドブックを活用し、虐待の早期発見・防止に取り組む。	○	・一部出前講座を開始 ・広報上越に児童虐待や相談窓口について掲載した。 ・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載した。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置した。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載する。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置する。 ・虐待防止ハンドブックを活用し、虐待の早期発見・防止に取り組む。	7,331	上越市子ども権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	すこやかなくらし包括支援センター	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度				
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか) 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第6次総合計画以外)	担当課	
		9	家庭相談員の配置	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ、情報提供を行うことで、虐待の予防や早期発見に努め、合わせて虐待を発見した場合に迅速・適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や虐待の早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談にに応じている。 ・県主催の研修会に参加した。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣:5回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣:3回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣:2回 ・被虐待児童数:479人	○	・被虐待児童数は年々増加している。 ・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施することで、虐待の早期発見・予防に取り組んでいる。 ・メディア等で虐待に関するニュースが頻りに取り上げられていることなどから、虐待に関する関心が高まってきていることで、潜在化していた案件が顕在化し、被虐待児童数は年々増加(H29年度428人)している。	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	7,311	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター
		10	児童虐待に関する研修	保育園や子育てひろばの保育士、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に、児童虐待に関する研修会を実施する。	子どもとの関わりが深い実務者の資質向上を図り、児童虐待の発生予防・早期発見につなげるとともに、児童や保護者への適切な対応を行う。	研修会参加者数	各園・学校1名以上の参加	各園・学校1名以上の参加	毎年、全小中学校・全保育園等の実務者1人以上が研修に参加(5年間で約690人)することで、各学校・保育園等において児童虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	・引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 ・4月20日 私立保育園長:20人参加、5月7日 公立保育園長:48人参加、5月30日 保育園・認定こども園、母子支援施設、関係課職員:74人参加、7月19日 私立幼稚園長会議:8人参加 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 ・4月13日:18人参加、10月11日:71人参加、3月8日、12日:71人参加 ・その他 民生委員・児童委員:23人参加	○	日ごろ、業務で児童と接する保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣を通して、児童虐待に関する意識を高めることができた。	→	・引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高めていく。	7,331	上越市子どもの権利基本計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター
		11	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整する。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	100%	100%	依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介割合を確保し、育児の相互援助活動を推進する。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・各種団体等を対象に説明会を行った。(年3回) ・提供会員養成講座を年4回開催した。(延べ参加者数:148人) ・提供会員の紹介割合:100% ・会員数(3月末現在) 依頼会員 463人 提供会員 226人 両方会員 53人 合計 742人	○	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で14人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	→	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。 【依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合】 100%	6,701	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市子どもの権利基本計画	こども課
		12	ファミリーヘルプ保育園の運営	家庭において、一時的に保育を受けられない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	保護者の育児疲れの解消や急病時など、緊急又は一時的な保育ニーズに対応する。	ファミリーヘルプ保育園の利用申込数に対する受入れ状況	100%	100%	利用要件に合致した場合については100%受け入れることで、緊急及び一時的な保育ニーズに対応し、児童を安心して預けられる環境整備が図られるため。	引き続き利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要サービスを提供する。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供できた。 【利用申し込み数に対する受入率】 100% 【延利用者数】 10,832人(前年比1,980人増)	○	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要サービスを提供できた。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れができた。	→	引き続き利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要サービスを提供する。	84,163	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	保育課
		13	病児・病後児保育	保育園、幼稚園及び小学校1〜6年生に在籍している児童が病気で及び病後回復期にあつて、集団保育が困難でかつ保護者の都合により家庭で保育が困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っていない児童及び病後の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を図る。	病児・病後児保育室の利用申込数に対する受入れ率	100%	100%	病児・病後児保育室の利用希望に対して、100%受け入れることで、専門スタッフにより病児等の子どもが安心して保育等を受けられる。	引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要サービスを提供する。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要サービスを提供した。 ・利用申込数に対する受入率:100% ・延利用者数 ①病児保育室:3,342人 前年比28人減 ②病後児保育室:1,322人 前年比36人増	○	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要サービスを提供できた。 ・利用申込みに対して、100%受け入れが行えた。	→	引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要サービスを提供する。 【受入れ率】 100%	64,238	上越市子ども・子育て支援事業計画	保育課
		14	親子コミュニケーション支援	子ども発達支援センター利用者の保護者を対象に、子どもの特性に合わせた対応方法の習得をグループワーク形式で行うほか、孤立感や不安感の軽減につながるよう、保護者同士の交流や意見交換の場を提供する。	親子間のコミュニケーションがよくなるよう、それぞれの家庭での個々具体的な行動や場の状況における子どもとのよい関わり方について一緒に考える。また、同じ悩みを抱える親同士が話し合い等をする中で、孤立感の軽減や今後の仲間同士のサポートグループづくりにつなげていく。	事業開始前と開始後それぞれに提出してもらうアンケートにて評価	・悩みを話すことができた割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	・悩みを話すことができた割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	保護者が学び、保護者同士で交流をもつことで、子どもの特性理解や子育ての不安が軽減され、子どもに対して落ち着いた対応が行える。	・基本的な親子コミュニケーションについては、引き続き実施を働きかけ、実施圏を増やしていく。	・基本的な親子コミュニケーション ・公立保育園 42園 ・私立保育園 7園 ・公立幼稚園 2園 ・私立幼稚園 1園 ・認定こども園 1園 ・丁寧な親子コミュニケーション ・就学前:7名 ・就学後:9名 6/22〜12/17まで6回実施。 ・修了生交流会7名 11/9 ・医師や大学教授による保育園・幼稚園職員を含めたスタッフ研修を3回開催し、親子コミュニケーション支援の意義について意識の統一を図った。 ・丁寧な親子コミュニケーション支援参加者のアンケートでは、全員から悩みを話すことができたとの回答を得ることができたほか、約9割の参加者が子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した。	○	・私立保育園・幼稚園に基本的な親子コミュニケーションの実施を働きかけ、実施圏を増やしていく。 ・市職員だけでなく、私立保育園・幼稚園職員も含めたスタッフ研修を継続し、スタッフのスキルアップを図ることで、参加者の悩み、子どもとのコミュニケーション改善を推進していく。	→	基本的な親子コミュニケーションについては、引き続き実施を働きかけ、実施圏を増やしていく。 ・市職員だけでなく、私立保育園・幼稚園職員も含めたスタッフ研修を継続し、スタッフのスキルアップを図ることで、参加者の悩み、子どもとのコミュニケーション改善を推進していく。	194	上越市子どもの権利基本計画	こども発達支援センター すこやかなくらし包括支援センター

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度					
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課		
		15	追	配偶者等からの暴力(DV)被害者及びその同伴児への支援	関係部局をはじめ、新潟県配偶者暴力支援センターや警察とのネットワーク強化を図り、DV被害者及び同伴児童の支援に努める。	被害者の安全確保と同伴者の支援に努めることにより、安心した生活を送れる状態にする。	相談員の資質向上のための研修会参加	県などが主催する研修会等へ7回参加し、資質の向上及び他市との連携構築に努めた。	年5回参加	研修会への参加は、単に資質向上だけでなく、相談業務という特殊性から、他市等の相談員との連携・ネットワークづくりが重要であるため。	・県などが主催する研修会等に参加し、スキルの向上を図る。	・県などが主催する研修会等へ9回、延べ9人が参加し、相談員としてのスキルの向上、他市及び関係機関との連携構築を図った。	○	・DVIに起因する緊急一時保護事案が継続的に発生しているほか、庁内関係課や関係機関と連携・協力し、支援に当たるケースが増える傾向にある。	→	・県などが主催する研修会等に参加し、スキルの向上及び他市等との連携体制の維持を図る。(研修会等9回の参加)	7,053	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)
		16		母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるよう支援を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。				・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行う。	・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行った。	○	・施設と情報共有を実施し、早期自立できるよう支援した。	→	・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行う。	42,879	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		17		若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。				・指定管理者が業務を行うが、引き続き児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導及び施設内外の環境整備を行う。	・指定管理者と情報共有、連携し、入所児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行った。	○	・児童が日常生活の中でいるな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援する。	→	・引き続き、入所児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行う。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	199,208	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課(若竹寮)
		18	追 拡	大人への各種相談窓口の周知	大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	なし	実施	相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センターにて配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報上越11月1日号巻頭特集記事「子どもの教育について考えてみませんか」において、上越市子どもの権利に関する条例の取組を掲載した。	○	・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。	→	【各目標値】 ・1-1-1及び1-1-2で掲載	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
6 相談体制の整備						【評価指標】相談窓口の充実について満足していない人の割合 19%⇒9%													
重点施策						【評価指標】相談できると感じる子どもの割合 85%⇒95%													
		1		保育園での相談	保育園において、常時、子育て相談に応じ、助言・その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じることで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	保育園において、常時、相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	・引き続き、こどもセンターの催しでの事業周知を行い、子育て支援サイト等を活用し、事業周知を図る。	○	・地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	各保育園において、常時、相談窓口を開設し、子育ての不安感等の緩和を図る。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
		2		子育てひろばでの相談	子育てひろばにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的開設し、助言・その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	子育てひろばにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	・引き続き、出生届などの各種手続きやこどもセンターの催しで、案内チラシを配布し、事業周知を図る。 ・子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」を活用し、事業周知を図る。	○	・地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度						
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか) 【目標値】	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課			
		3		こどもセンターでの相談	こどもセンターにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	こどもセンターにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	こどもセンターにおいて、職員が常時、保護者からの相談に応じる体制を整えるとともに、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行った。	・保護者からの相談に対する対応実施率:100% ・相談件数:2,391件	○	・地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。	42,895	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課
		4	追	子育てインフォ事業	転入者や初めて子育てをする親など、子育てに関し不安を抱える保護者に対して、地域資源の紹介や子育てサービスのコーディネート、諸手続やサービス利用時の同行支援を行う。	子育て世帯が感じる不安感・負担感の軽減を図る。	周知機会	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・転入者・出生者へ事業を周知することで、相談の利用が促され、潜在化する保護者の子育て不安の軽減・解消を図る。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布することで、子育てで情報を入手しやすい環境を整えた。	○	・転入手続きや妊娠届出の際に、子育て情報のハンドブックを配布することで、子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	6,240	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課	
		5	追	家庭相談員による相談	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談、情報の提供、助言・指導を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防及び虐待の早期発見につなげる。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県主催の研修会に3名の家庭相談員が参加した。 ・H30年度被虐待児童数:479人	○	・県主催研修会に参加し家庭相談員の資質向上を図り、児童虐待の早期発見・予防に努めた。 ・メディア等で虐待に関するニュースが頻りに取り上げられていることなどから、虐待に関する関心が高まってきていることで、潜在化していた案件が顕在化し、被虐待児童数は年々増加(H29年度428人)している。	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	7,331	上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	すこやかなくらし包括支援センター	
		6	新	フリーダイヤル相談電話の導入	子どもの権利侵害に関する通話料無料の相談電話の導入を検討する。	子どもの権利侵害に対して速やかで効果的な救済・回復を支援する。	フリーダイヤル相談電話の導入・開設	なし	開設	相談電話をフリーダイヤルとすることで、市民がより相談しやすい環境を整える。	・市で業務を委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受付可能な相談電話を設置でき、いつでも相談できる体制を整えることができている。	・市で業務を委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受付可能な相談電話が設置でき、いつでも相談できる体制を整えている。 ・相談件数112件(うち、夜間・休日受付40件)	△	・フリーダイヤル相談電話の導入の見直しは立っていないが、市で業務委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間受付可能な相談電話を設置し、いつでも相談できる体制を整えることができている。	→	・教育センター及び福祉課で業務委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間電話受付体制が整ったが、引き続き、フリーダイヤル制導入を関係部署に検討依頼する。	-	-	こども課	
		7		思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談及び来所相談に応じる。(週5回開設)	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、次世代を担う思春期における知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	相談先の周知回数	思春期保健事業時に1回	思春期保健事業・命を懸ける講座において相談先を周知する。	機会をとおして相談窓口を周知し、中高生からの相談に応じることで思春期における不安の軽減と正しい知識の普及を図る。	・高校生・中学生を対象とした講座を継続実施し、思春期の相談窓口の周知を図る。	・高校生を対象とした思春期保健事業を11校、中学生を対象とした命を懸ける講座を19校において実施し、相談先の周知を図った。	○	・思春期保健事業及び命を懸ける講座において、思春期の相談窓口を周知することができた。	→	・高校生・中学生を対象とした講座を継続実施し、思春期の相談窓口の周知する。	281	上越市健康増進計画 上越市子ども・子育て支援事業計画 上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課	
		8	追	女性相談員による相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談、助言・指導を行う。	相談機関の存在を知らずに悩みを抱えている人に相談窓口について周知し、相談者の安心・安全を図る。	相談窓口の周知	・年4回(6、9、12、3月)町内会を通じて、情報紙「ウイズじょうえつからの」で女性相談窓口の周知を行った。また9月号では、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発記事を掲載した。 ・市ホームページで女性相談窓口の周知を実施した。	情報紙「ウイズじょうえつからの」のおたよりやホームページでの周知	相談窓口を周知することで、潜在的に悩みを抱えている人に対して、身体的暴力だけでなく暴力もあることを認知させるとともに女性相談窓口の存在を知ってもらうことで、市民の不安解消と安全確保を図る。	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	・情報紙「ウイズじょうえつからの」を年4回各10,000部発行し、町内会や市内施設等に配置した。 ・このうち9月15日号ではDV防止のための特集記事を掲載した。	○	・女性相談窓口の認知度が低下傾向にあることから、引き続き情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民への周知を図る必要がある。	→	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民の意識啓発を図る。(4回、各10,000部発行)	11,272	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	H30年度実績				H31年度				
						指標単位	H26現状値	H31目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	事業費 (千円) 当初予算額	関連計画 (上越市第 6次総合計 画以外)	担当課	
																		達成状況 (目標に対する 到達度)
		9	教育相談等事業	・学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話による教育相談「子どもほっとライン」、面談での教育相談「来所相談」により、児童生徒・保護者等の友人関係や生活などの悩みの軽減、解消を図る。 ・不登校児童生徒適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言・支援を行う。	・いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。 ・不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。	不登校児童生徒適応指導教室通級生の学校復帰、希望進路の実現度	学校復帰 66.7% 希望進路の実現度 90.0%	学校復帰 70.0% 希望進路の実現度 100.0%	全ての児童生徒が、元気に学校生活をできるようにしたい。そのために、教育相談活動の一層の充実とともに、通常の学校生活を現実にできずに困っている全ての児童生徒が、学校復帰、あるいは希望する進路に進むことができるようにすることを目標として取り組む。	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の姿容等を捉えて、これまで以上に積極的に進め、児童生徒への働きかけに生かす。 ・通級指導教室の考えや要望を尊重する等のそれぞれに対応したきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上を図る。	・適応指導教室児童生徒数:25人 ・学校復帰:68.0% ・希望進路の実現度:100% ・保護者との情報交換の機会を学期毎に設け、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かすことができた。	△	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の姿容等を捉えて、これまでに積極的に進め、児童生徒への働きかけに生かすことができた。 ・通級指導教室児童生徒に自信をもたせ、集団への適応能力の向上につなげるために、それぞれの考えや要望をこれまで以上に尊重し、学習や活動に生かす必要がある。	→	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の姿容等を捉えて、これまでに積極的に進め、児童生徒への働きかけに生かす。 ・通級指導教室の考えや要望を尊重する等のそれぞれに対応したきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上を図る。 ・その結果として不登校児童生徒の学校復帰70%、希望進路の実現度100%を目指す。	20,297,299	上越市総合教育プラン 上越市子ども・子育て支援事業計画	学校教育課(教育センター)
		10	JAST(じょうえつあんしんサポートチーム)	いじめや虐待問題に迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を強化する。	学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期に解決できるようにする。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、早期解決が図られた割合	56%	毎年、早期解決の割合が前年度より向上	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携することで、解決が困難なケースを解決することができる。	・学校だけでは解決が困難なケースに対してチームを派遣し、ケース会議の実施や適応相談室での指導を通して効果的な支援を行い、課題解決を図る。 ・すこやかなくらし包括支援センターとの連携を図り、問題のある家庭の効果的な支援を図る。	・JAST相談件数:221件 ・早期解決率:54.0% H30新規受理件数:221件 内早期解決:121件 ・適応相談室通室数:17人 通室延べ回数:102回 ・虐待通告研修10月実施…参加人数:72人(悉皆研修)	△	・課題解決が困難なケースには虐待や発達障害など複雑な要因があり、専門的な知識がある職員への対応が不可欠になっているため、JASTのチームやすこやかなくらし包括支援センターなどの関係機関と連携し、早期解決を図る必要がある。	→	・学校だけでは解決が困難なケースに対してチームを派遣し、ケース会議の実施や適応相談室での指導を通して効果的な支援を行い、課題解決を図る。 ・すこやかなくらし包括支援センターとの連携を図り、問題のある家庭の効果的な支援を図る。 ・以上の取組の結果として早期解決の割合が前年度より向上することを旨とする。	3,451		学校教育課(教育センター)
		11	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	子どもに関する相談・支援を行い、関係機関と連携し、問題の早期解決に努める。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。	各種研修を利用し、必要な知識の習得や対応方法を学ぶ	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	各種研修を充実させることで、近年、多様化・複雑化している子どもたちをめぐる課題について、理解を深めるとともに、児童委員活動の一層の充実を図ることができるため。	・常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	下記研修を行うことにより、委員のスキルアップが図られ、適切な支援を行うことができた。 ・8/7市民児協連児童部会(今どきの親子関係とネットトラブルの問題について考える)…主任児童委員32人出席 ・7/25～26 全国主任児童委員研修会…主任児童委員2人出席 ・11/22 児童委員活動研修会…児童委員・主任児童委員40人出席 ・11/27 主任児童委員活動研修会…主任児童委員7人出席 ・1/22～23 全国児童委員研究協議会…市民児協連代表1人出席 ・3/11 里親制度についての講演会…主任児童委員5人出席	○	・引き続き、研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深める。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	→	・子どもたちへの適切な相談・支援を行うための委員のスキルアップ研修の実施。(年6回) ・委員からの活動記録の子どもに関する相談・支援件数を確認し、必要に応じて委員に聞き取り等を行う。	26,874	上越市障害者福祉計画 上越市子ども・子育て支援事業計画	福祉課
		(12)	(通) (拡) 各種相談窓口の周知(事業No.5-6、5-18の再掲)	・子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。 ・大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	・子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。 ・大人に対して相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・「えがお」での相談窓口の周知 ・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	「えがお」での周知:実施 広報紙やホームページでの周知:なし 虐待予防の啓発チラシでの周知:なし	「えがお」での周知:継続実施 広報紙やホームページでの周知:実施 虐待予防の啓発チラシでの周知:実施	・全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。 ・相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・義務教育9年間で継続して「えがお」学習を実施することで、相談先の浸透を図る。(再掲) ・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。(再掲)	(再掲) ・11月～12月にかけて、市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所の周知を行った。 ・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センターにて配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報紙、ホームページ、FM-Jで機会を捉え周知した。	○	(再掲) ・相談窓口を掲載した「えがお」の学習を行い、相談場所の周知を図ることができた。 ・広報上越11月1日号で、上越市子どもの権利条例について掲載し、子どもの権利の周知を行った。 ・引き続き、乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。	→	(再掲) ・市立小中学校の「えがお」の学習を通じて、相談場所の周知を行っていく。 (再掲) ・乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。 【各目標値】 ・1-1-1及び1-1-6で掲載	0	上越市子ども・子育て支援事業計画	こども課

**計画策定の背景と目的**

我が国において、少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあります。また、いじめや虐待など子どもの人権と安全・安心を脅かす様々な事案が発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、行政だけでなく、子育て家庭、地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力して取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、「上越市第6次総合計画」において、まちづくりの目標となる将来都市像に「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、同計画の基本政策の1つとして「子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実」を位置付け、子ども・子育て支援法に基づき策定した「子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの権利に関する条例に基づき策定した「子どもの権利基本計画」により様々な施策を推進してきました。

これまでの取組とその成果を基盤とし、子ども・子育てに関する取組をより一層推進するため、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」を一体化して、「子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」を策定し、関係施策を整理するとともに、市の子育て施策の更なる充実を図るほか、子育て家庭、地域（町内会・学校等）、社会（企業等・行政）の役割を明確にし、市全体で子ども・子育て支援施策を推進していく上での総合的な指針となる計画とするものです。

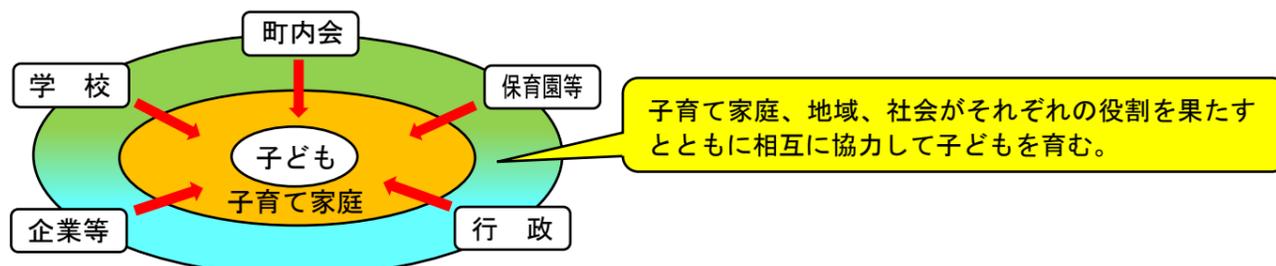
**計画における主体ごとの主な役割**

将来を担う子どもたちには、自分や他人を大切に思う心を持ち、たくましく成長してほしいと考えます。そのためには、社会全体で子どもの権利を尊重し、保障するよう努めるとともに、それぞれの立場での役割を果たし、相互に協力して、子どもを育てていくことが重要です。

本計画では3つの主体とそれぞれの主な役割を定めます。

主体	主な役割
子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者が子育てに喜びを感じ、愛情をもって、子どもと接すること。</li> <li>○ 家族で協力して、子育てに取り組むこと。</li> <li>○ 保護者同士や地域の人たちとつながりを持つこと。</li> </ul>
地域 (町内会・学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会、民生委員・児童委員、保育園、学校など、地域における様々な活動主体が連携して、子どもの活動を支え、見守り、育むこと。</li> <li>○ 保育園、学校などは大切な子どもを預かり、必要な保育、教育を行うこと。</li> <li>○ 学校は子どもが相談しやすい環境を整えること。</li> </ul>
企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て中の労働者を雇用する事業主は、男女を問わず、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えること。</li> </ul>
社会 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援を総合的に実施し、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら実施すること。</li> <li>○ 関係機関等と連携し、子どもを虐待やいじめによる危険から守ること。</li> </ul>

**イメージ図**



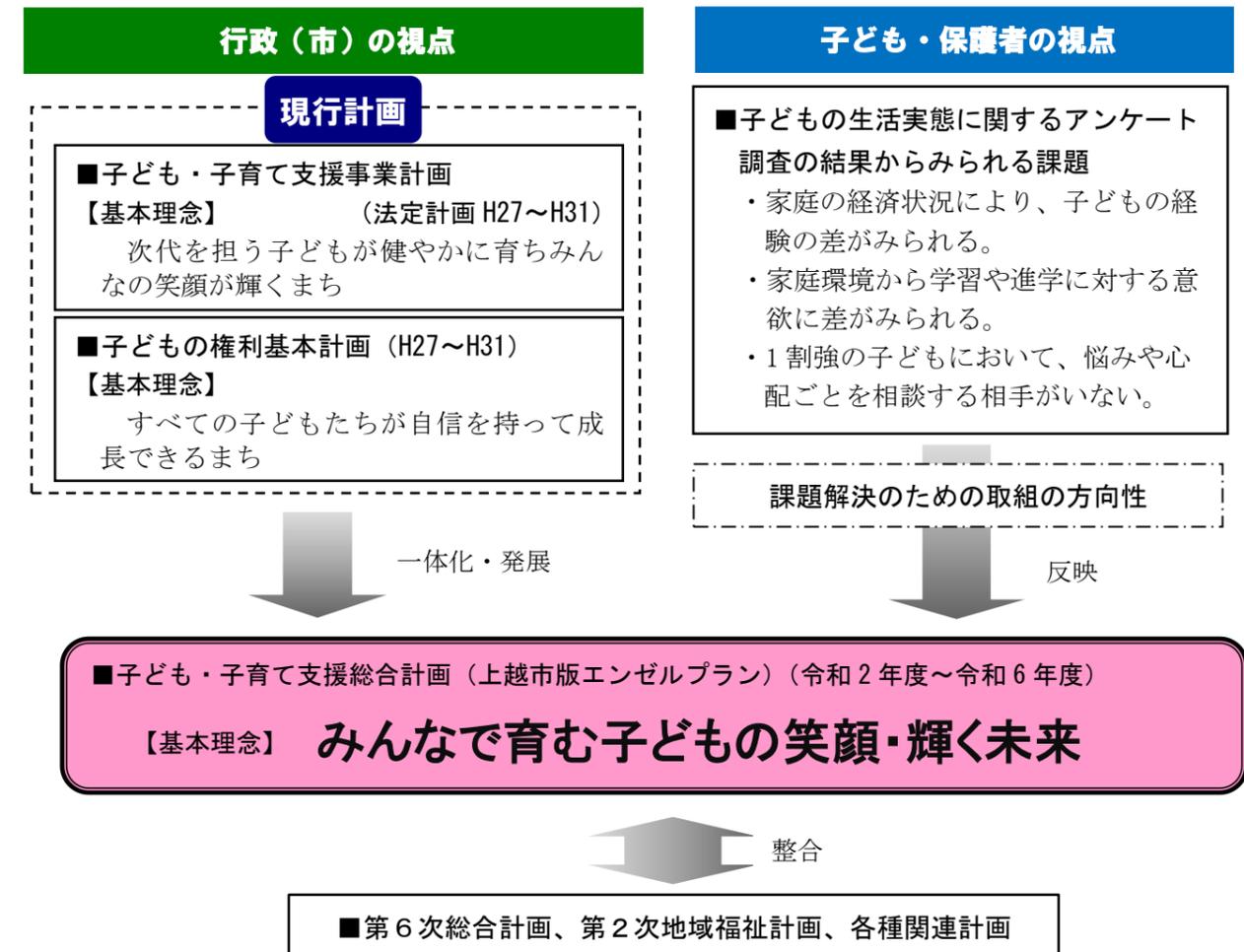
**基本理念の設定**

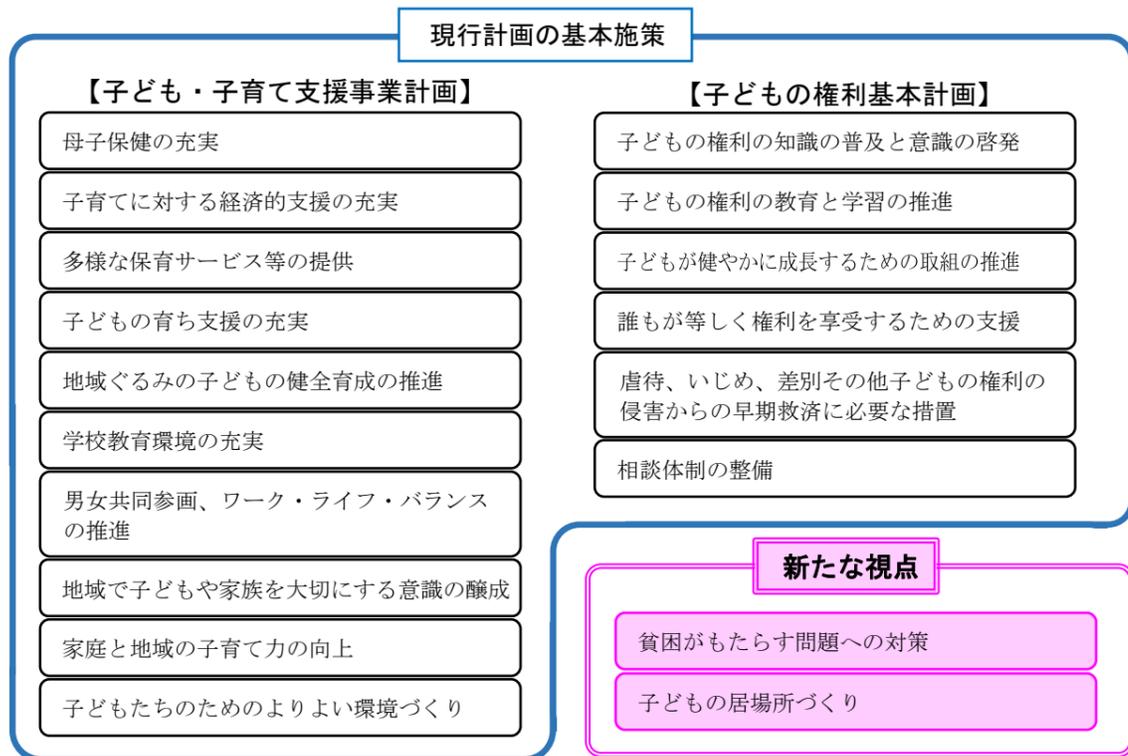
基本理念については、「上越市第6次総合計画」や「上越市第2次地域福祉計画」、各種関連計画との整合を図るとともに、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」の基本理念を更に発展させ、また、「子どもの生活実態調査に関するアンケート調査」の結果も踏まえ、「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」としました。基本理念を実現することで、本市の進めている「上越市版地域包括ケアシステム」の構築につなげていきます。

**【基本理念の考え方】**

基本理念	考え方
みんなで育む	子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、行政だけでなく、子育て家庭や町内会、学校、企業等が各々の役割を果たすと同時に、相互に協力して、子どもを優しく見守り、社会全体で支える必要があることから「みんなで育む」としました。
子どもの笑顔・輝く未来	子どもが、明るくいいきとした笑顔で、自分らしくすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。 未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長して欲しいという思いから、「子どもの笑顔・輝く未来」としました。

**【基本理念のイメージ】**





**これまでの取組やアンケート調査から見てきた主な課題**

- ① 子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加している。
- ② 学校だけでは解決が困難な問題が生じている。
- ③ インターネット等で人権侵害などが顕在化している。
- ④ 経済的な問題を始め、複合的な課題を抱える世帯が増加している。
- ⑤ 虐待通報件数が増加している。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスが実現できていない。
- ⑦ 子どもの悩みや心配ごとについて、「学校や勉強のこと」、「将来のこと」、「友人関係」が上位を占めている。相談相手は、「友だち」、「親」がそれぞれ高いが、「誰もいない」と回答した人が1割強となっている。
- ⑧ 0・1歳児の入園希望の増加に伴う保育士の確保が容易ではない。
- ⑨ 0・1歳児の途中入園が難しい。
- ⑩ 児童数の減少の偏在化や施設の老朽化に伴う保育園の再編・改築が必要。
- ⑪ 特別な配慮が必要な子どもが増加している。
- ⑫ 日曜・祝日の小学生の預かりの場がない。
- ⑬ 体調が悪いとき、急に子どもの世話を頼める人がいない。
- ⑭ 少子化や核家族化の進展、地域のつながりが希薄化している。
- ⑮ 子どもがいる世帯の1割強、ひとり親世帯の5割強が、国が示す貧困線の基準(以下、困窮世帯という。)を下回っている。
- ⑯ 困窮世帯では、
  - ・ 約2割の世帯で「食料が買えなかった」「光熱水費が未払いになった」ことがあり、3割強の世帯で「塾や習い事に通わせる」ことができない。
  - ・ 子どもだけで食べる割合が、朝食で3割弱、夕食で1割強となっている。
  - ・ 地域での付き合いの程度が低い。
  - ・ 子どもの世話を頼める人がいない割合が高い一方、子育てに関する情報の入手が比較的限られていたり、子育て支援の利用の割合が低い。
  - ・ 「専門学校」や「大学」への進学について、希望と現実が異なる状況が見られ、その理由は、「自分の学力」、「経済的余裕のなさ」が上位にあがっている。

**基本理念**

**みんなが育む子どもの笑顔・輝く未来**

**基本目標**

- 【目標1】 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備**
- 子どもは、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。  
市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進します。また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援及び養育支援の充実を図ります。  
また、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。
- 【目標2】 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築**
- 保護者は、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。  
市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減を図るとともに、保育園等の子育て環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。  
また、母子保健事業、各種相談支援体制、奨学金制度等の経済的支援の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。
- 【目標3】 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化**
- 少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。  
地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域のなかで、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。
- 【目標4】 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化**
- いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。  
また、仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

**役割**

**子育て家庭、地域、社会がそれぞれの役割を果たすとともに相互に協力して子どもを育む**

**市の取組**

**基本施策**

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市においては、子どもの貧困は、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるものではなく、家庭の課題や困り事の現れであるとの認識の下で、生活保護世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯などへの経済的支援はもとより、問題を抱える子育て中の家庭に対する相談支援等、様々な施策を実施してきた。

## 現状

### ○子どもの貧困率の推移（全国）

全国では、7人に1人の子どもが貧困線の基準を下回っている。

区 分	H15	H18	H21	H24	H27
子どもの貧困率 ※1	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
貧困線 ※2	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

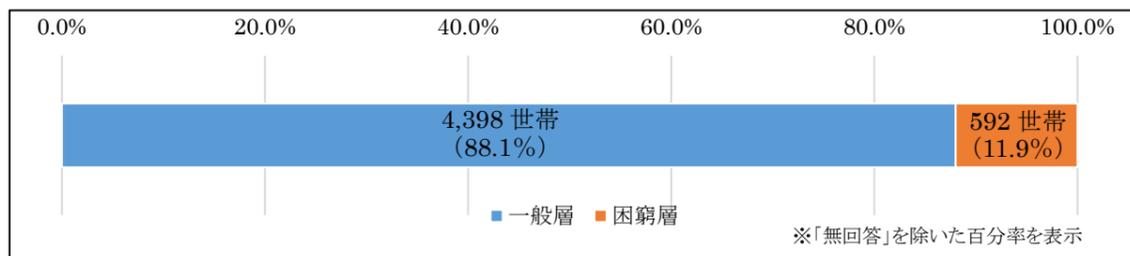
※資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

※1 子ども全体に占める貧困線に満たない子どもの割合

※2 等価可処分所得（手取り収入）の中央値の半分の額

### 上越市の状況（アンケート調査結果から）

市内の子どものいる世帯の11.9%が、国が示す貧困線の基準を下回っている。



主な質問	一般層	困窮層
食料が買えなかった経験 「よくあった」「ときどき」「まれに」	7.8%	24.7%
衣類が買えなかった経験 「よくあった」「ときどき」「まれに」	12.5%	33.5%
子どもだけの食事 「よくある」「ときどき」	朝食 21.7% 夕食 5.6%	朝食 25.8% 夕食 8.4%
学習塾に通わせたいが 「経済的に無理」	14.6%	36.6%
大学以上の教育を 「経済的に受けさせられない」	24.2%	51.8%
悩みや心配なことを 「相談する相手がいない」 ➤小学6年生・中学2年生	3.1%	4.7%
悩みや心配なことを 「相談する相手がいない」 ➤保護者	1.7%	4.9%

### ○虐待通報件数の推移

本市においては、虐待そのものの件数が増えたことに加え、児童虐待への社会的意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待が顕在化してきたほか、継続ケースの虐待要因で5割を超えるネグレクト（養育放棄等）を主要因とするケースが長期化する傾向もあり、平成29年度以降、増加傾向にある。

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被虐待児数(人)	352	361	337	329	428	479
虐待世帯数(世帯)	164	173	159	153	205	230

### ○児童扶養手当受給者数の推移

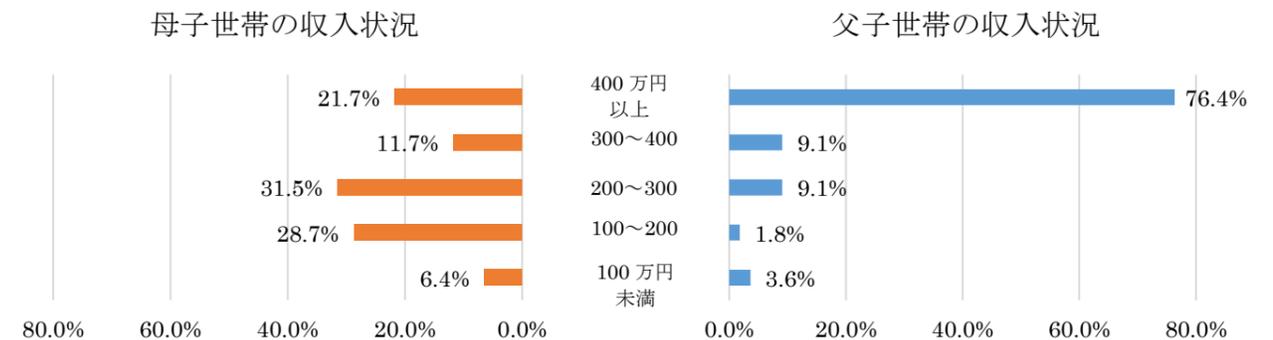
市内の児童扶養手当受給者数は平成26年度をピークに減少傾向にある。

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受給者数(人)	1,719	1,737	1,675	1,653	1,630	1,540
給付額(千円)	637,751	632,371	627,876	628,168	630,892	618,049

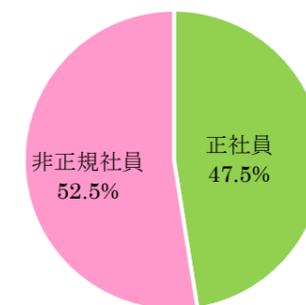
### ○ひとり親世帯の収入・就業状況

収入状況では300万円未満の母子世帯は、全体の約7割となっている。

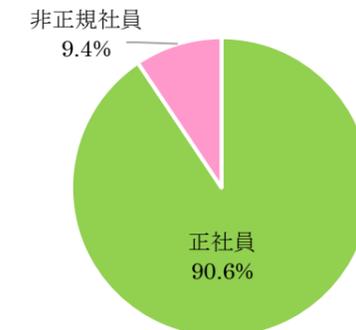
就業状況では、母子世帯の半数以上が派遣・契約社員、パート・アルバイト等の非正規雇用となっている。



### 母子世帯の就業状況



### 父子世帯の就業状況



# 取組の方向性

## 課題

- 経済的状況により、食料や衣類、光熱水費などの支払いができない家庭がある。
- 困窮世帯では、大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が約5割を占めている。
- 母子世帯のうち、約4割が養育費を受け取っていない。

- 母子世帯の半数以上が派遣・契約社員、パート・アルバイト等の非正規雇用であり、収入においては300万円未満が全体の約7割となっている。

- 悩みや心配なことがあっても、相談相手がいない保護者や子どもがいる。
- 家庭の経済的状況により、地域とのつながりや子育て支援の利用状況に差がみられる。
- 児童虐待の通報件数が増加傾向となっている。
- 「家は心がほっとする場所か」の問いに対し、「思わない」とする子どもの回答が全体の1割を占めている。

- 経済的状況により、3割強の世帯で「塾や習い事に通わせることができない」ができない。
- 家庭の経済的状況が、子どもの経験や進学に対する意欲、希望のもち方に影響している。
- 「専門学校」や「大学」への進学について、希望と現実が異なる状況が見られ、その理由は、「自分の学力」、「経済的余裕のなさ」が上位にあがっている。

## 経済的支援

- 生活保護や各種手当支給、医療費・保育等にかかる費用に対する助成や減免など、世帯の生活の基礎を下支えする施策

## 保護者に対する就労支援

- ひとり親家庭等の保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する施策

## 生活の安定に資するための支援

- 子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、生活の安定に資するための支援に関する施策

## 教育の支援

- 教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、子どもの教育に関する支援

## 施策に求められる視点

## 取組（案）

### 相談支援体制の充実

- ⇒ 子ども自身や保護者が気軽に相談しやすい体制の充実
- ⇒ いじめや虐待など家庭における深刻な課題の解決に向けた相談体制の強化

### 地域と連携した子どもの居場所づくり

- ⇒ 子どもたちが孤立することなく、地域での子どもの見守り体制と社会的体験や地域の人との交流の機会を充実

子どもの貧困対策に関わる主な施策等（令和元年度）

区分	妊娠前	出産	就学前					小学生					中学生			高校生 ～18歳						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳		13歳	14歳				
経済的支援	妊産婦医療費助成		児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度重複障害者介護見舞金、障害者在宅介護（介助）手当																			
			子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、未熟児養育医療給付事業、重度心身障害者医療費助成、自立支援（育成医療・精神通院）、精神障害者入院医療費助成																			
			子育てジョイカード																			
			保育料の軽減																			
保護者に対する支援			自立支援教育訓練給付金																			
			高等職業訓練促進給付金																			
			高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金																			
			母子・父子自立支援員による就労支援																			
生活の安定に資するための支援	相談支援体制																					
	妊産婦新生児訪問		乳幼児健康診査																			
	すくすく赤ちゃんセミナー		こどもセンター（2か所）、利用者支援事業																			
			子育てひろば （公立13か所、私立11か所、移動2か所）			教育センター相談窓口、子どもほっとライン、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）										若者ほっとライン						
			こども発達支援センター																			
			すこやかなくらし包括支援センター（すこやかなくらし相談窓口）																			
	多様な保育サービス等		保育園（41園）、一時預かり（保育園、オーレンブラザこどもセンター）																			
			ファミリーサポートセンター（1か所）																			
			ファミリーヘルプ保育園（1か所）																			
			病児・病後児保育事業（病児保育室1か所、病後児保育室2か所）																			
			放課後児童クラブ（51か所）																			
			若竹寮、母子生活支援施設																			
	子どもの居場所							こどもの家事業（35か所）														
								児童館（6か所）														
			南三世代交流プラザ（1か所）																			
												謙信KIDSスクールプロジェクト、夏休み☆子どもつどいのひろば					若者の居場所（Fit）					
		放課後等デイサービス（11か所）、児童発達支援（3か所）																				
		民間による子ども食堂（3か所）																				
教育の支援													就学援助制度					奨学金制度				
													民間による無料学習塾（1か所）									